

令和8年3月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和8年3月6日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 水 野 伸 明 君	財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君
情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君	消 防 防 災 課 長 窪 田 正 君
税 務 課 長 小 野 寺 千 枝 君	市 民 課 長 田 中 めぐみ 君
高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君	福 祉 課 長 渡 邊 弘 則 君
こ ども 未 来 応 援 課 長 土 馬 健 太 郎 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 軽 込 一 浩 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-------------------	-----------------

---

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第11号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第12号 勝浦市職員の大学院派遣研修に関する条例の制定について

議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第14号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第15号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例及び勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 令和8年度勝浦市一般会計予算
- 議案第20号 令和8年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
- 議案第21号 令和8年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 令和8年度勝浦市介護保険特別会計予算

## 第2 休会の件

---

### 開 議

令和8年3月6日（金） 午前10時開議

○議長（戸坂健一君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

---

### 議案上程・質疑・委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第11号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） おはようございます。それでは、議案第11号 勝浦市過疎地域持続的発展計

画の策定について、何点か質問させていただきます。

まず、この今回、案が出ておまして、これが来年度から向こう12年度までということの継続した計画書であります。今回この計画書を作るに当たって、事前の説明会がありましたので、そのときの資料も参考にしながら、いろいろ中身を見させていただきました。基本的には中はそんなに変わっていないんですが、今回これを継続して作成するに当たって、いわゆる市民の意見を聴取するというので、パブリックコメントがされております。

そして結果を見ますと、市民から1件のみということでしたが、その1件の市民意見も踏まえて再調整を行ったというふうに聞いておりますので、まず1点目として、その市民意見がどういふものであったのかということと、それがこの今回の提案に対してどのように反映されているか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。今回の計画に際しまして、パブリックコメントを令和7年12月から令和8年1月にかけて実施しました。その結果、1件の意見が寄せられました。意見としては2点ございます。

1点目が、8ページの（4）地域の持続的発展の基本方針というところの末尾に、本計画の事業実施に際し、地方創生やデジタル田園都市国家構想等で新設、拡充された国の支援制度については、外部財源確保の観点から、年度予算編成時に全施策分野で適宜活用を検討すると加えたらどうかという点が1点。

もう1点が、次の9ページ、（6）の計画の達成状況の評価に関する事項というところで、文末のPDCAサイクルに基づいた効果検証を行うの前に、最終目標指標（社会増減数）と移住相談件数、ふるさと納税寄附件数など、既存業務で集計可能な簡易な活動指標を適宜併せて活用しという文言を追加したらどうかという御意見でございました。

それに対しまして、本文を修正するところまではいかないということで、本文への修正は行わないものと回答しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今1件の内容が出されましたが、やっぱり市民が、1件であっても、こういう市の計画に意見を出してくるということは非常に大事なことだと思います。そういうところを、このパブリックコメントという方式をいろんな時点で採用していますが、パブリックコメントについては、なかなかこの市民意見が出しづらい部分があるので、まずは今回出てきた内容が、やはり市民意見を、市民意見は意見なので、それを今後の参考にすべきだというふうに思いますが、書面では特にそれによって変更した部分はないということのようですので、それはそれとして受け止めていきます。

それで、企画課長なので、今後この計画のみならず、ほかのいろんな計画については、やはりそのパブリックコメントがやりやすいようなところをつくっていくべきかなというふうに思います。これは答弁要りません。

それで、あともう1点、これはあくまで勝浦市の過疎地域の発展計画で、それを審議するのではありませんが、もしよければ、私、通告させてもらったので、上水道の問題について、現在、今年度から広域対応となっています。広域対応の中で、今まで過疎債が、これの水道事業については、そういう事業をやるに当たっては使えるんですが、広域になったときに、現在、広域

2市2町の中で、勝浦市と大多喜町、これは市町全域です。ただ、いすみ市においては、いすみ市内の旧夷隅町が、この過疎対策で、あとの元の2町と御宿町は過疎地域指定は受けていませんが、その辺のことについて、広域全体でこの事業を行うことについて、勝浦市内の事業については、そういうものの関係が対応できるのかどうか、それについてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。上水道につきましては、本市の重要なインフラでございます。こちらにつきましては、夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画に基づき、年間を通して安定的な上水の供給体制を確保するとともに、将来の水道事業を見据え、施設統合等による施設の減少を検討し、施設の適切な維持管理に努めますということは、この計画にも書かせていただいております。

ただ、財源としての過疎債につきましては、簡易水道事業が対象になるということですので、直接的なこの計画で広域の水道事業に対する影響はないものと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑は。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、議案第11号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について質問させていただきます。

まず初めに、勝浦市過疎地域持続的発展計画を継続する令和8年度から12年度までの新たな計画の策定という形で認識しているところなんです、この議案資料、審議資料の中の第11号の資料の中の内容、3番目の内容で、計画の基本目標というのがあります、この中には安定して働くことができる場の確保、新しい人の流れや関係づくりの構築、子どもを産み育てる環境の充実、暮らしやすい地域の実現というような形で基本目標が書かれています。そうしますと、ここに書いてあるということは、この中のこのものを実現するための具体的な事業というのが、この計画の中に盛り込まれていると思いますので、その代表的なものをちょっと紹介していただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。この計画では、本市が持続的に発展するために、第2章の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成というところから第13章のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの各章で、令和8年度から令和12年度の間に取り組むべき事業を記載しております。

目標の安心して働くことができる場の確保としては、農林水産業や商工業などの産業の振興に関する事業でありまして、主な具体的事業としては、土地改良事業や水産物供給基盤機能保全事業などがあります。

次に、新しい人の流れや関係づくりの構築としましては、移住・定住の促進や観光振興による交流人口の拡大に関する事業でありまして、主な具体的事業としては、移住・定住促進PR事業やかつつら海中公園改修事業などがあります。

次に、子どもを産み育てる環境の充実としては、子育て環境の確保や教育の振興に関する事項であり、主な具体的事業としては、勝浦中学校校舎長寿命化や遠距離通学児童対策事業などがあります。

次に、暮らしやすい地域の実現としては、地域公共交通の確保や生活環境の整備に関する事業であり、主な具体的事業としては、いすみ鉄道対策事業やクリーンセンター管理運営経費などがあります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。過疎地域持続的というような形の計画ということですから、現在やっているものを、これを推進していくというような形で各事業があるという形で認識しました。

続きまして、財政上の措置として、対象事業に係る固定資産税に対し課税減免措置を行った場合の減収補填の内容というところが次のページにあります。この減収補填の内容等についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。最初に課税免除等を行った年度から3年間、減収分の75%が普通交付税で補填されます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。全部ではなくて75%ということですね。分かりました。

それと、あと基本的なところなんですけども、過疎対策のための事業を対象とした地方債の事業割合と交付税措置という形で、この地方債が、過疎債が有利だということは感じますけども、代表的なパーセンテージ、その割合等を御紹介していただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。事業費に対する充当率は100%、元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

当初予算での一例を申し上げますと、松部漁港橋りょう架替工事費3億円のうち、県補助金1億5,000万円を除いた残り1億5,000万円を水産基盤施設ストックマネジメント事業として過疎対策事業債を適用し、限度額を同額の1億5,000万円を設定しております。

なお、ソフト分の最低限度額につきましては3,500万円となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第12号 勝浦市職員の大学院派遣研修に関する条例の制定について、議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第14号 勝浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例及び勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市立保育

所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、発言通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

まず1点目、議案第12号 勝浦市職員の大学院派遣研修に関する条例の制定について、こちらについて質問させていただきます。

条例8条の関連、公費負担の関連についてお尋ねします。その中で記載されております認定された大学院とは、それを定める基準及びこれに該当する大学院をお聞かせいただきたいと思います。

2点目としまして、本研修に係る研修費用、この金額のおおよその見込み、規模感というものを聞かせいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、認定された大学院の関係でございますが、派遣先の大学院につきましては、本条例案が議決されましたら、規則で定める予定であります。大学院を定める基準といたしまして、文部科学省が定める専門職大学院で、公共政策学部がある大学院とする予定でございます。そうした場合、対象となる大学院が国立で5校、私立で1校となり、そのうち関東近県、関東圏内の大学院3校を選定する予定でございます。

対象となる大学院につきましては、国立大学におきましては東京大学大学院公共政策学教育部、一橋大学大学院国際・公共政策部、私立大学におきましては、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の3校を予定しております。

次に、研修費用に類する金額の見込みでございますが、条例第2条第3号におきまして、研修費用とは、派遣研修に要する入学料、授業料、その他市長が必要と認める費用と規定しております。入学料及び授業料の見込みといたしましては、令和8年度各大学の募集要項に基づきまして、国立大学におきましては、初年度、入学料28万2,000円、授業料53万5,800円、合計81万7,800円、私立大学におきましては、初年度、入学料20万円、授業料等で133万3,000円、合計で153万3,000円を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。ありがとうございます。

引き続きまして、議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定について、こちらについてお尋ねいたします。

こちら条文第8条、見舞金の支給の関連なんですけれども、まず支給対象としまして、犯罪の内容、性質は問わないというふうに解釈してよろしいのか、お尋ねいたします。

もう1点、こちらで支払われる見舞金の金額、規則に定めるというふうに記載はございますけれども、その規則等に定められるその金額、おおよその規模感、これについてお尋ねいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。まず初めに、対象となります犯罪でございますけれども、こちらは日本国内または国外で行われた人の生命や身体を害する罪に当たる行為、こちらでありまして、この行為による被害が警察への照会などにより客観的に確認できる犯罪と考えており、こちらにつきましては、本条例が可決されましたら規則でうたっていく考えでございます。

また、刑法の規定によりまして罰せられない行為というのが幾つかございますけれども、具体的には心神喪失者による行為ですとか、あとは14歳に満たない者の行為、こういったものは刑法上は罰せられない行為に該当しておりますけれども、本条例におきましては、これらによる犯罪も対象に含めるものと考えておりまして、このことにつきましても規則のほうでうたっていくきたいと、このように思っているところでございます。

規模感の見舞金のほうでございまして、具体的な金額につきましては、こちらも条例可決されましたら規則で定めていくこととなりますけれども、先進事例によりますと、傷病の程度ですとか全治までの期間、こちらで定めている事例が多いようでございますので、同様の支給を考えております。

現段階で案ではございますけれども、全治2週間から1か月未満で3万円程度、全治1か月以上3か月未満で5万円程度、全治3か月以上で10万円程度、なお、犯罪により死亡した者の遺族の方に対しましては遺族見舞金として30万円程度、こういった事例が多いようでございますので、額につきましては、これに近い金額になるものと想定しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。

では引き続き、議案第13号についてもう1点お尋ねしたいんですが、このような、これに類する条例、犯罪被害者の支援ということで見舞金を拠出するというような条例の制定につきまして、近隣行政含め他自治体の同様条例の制定状況、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。こちら令和7年4月1日時点の数でございまして、県内54市町のうち38の市町村で制定されておまして、約7割、こちらが制定済みとなっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私のほうからは議案は2点。

まず1点目は、議案第12号 勝浦市職員の大学院派遣研修に関する条例の制定について対して最初伺います。通告書のほうでは質問いっぱい出しておりますけど、中で今、前段者との質問と同じものがありますので、その点は省いていきます。

まず1点目としまして、この条例制定、私これを判断するに当たっては、非常にいい条例を制定していったなど。要は、この前向きな職員研修、これを大学院というところにしたことについては、私はそれはいい方向であるというふうに、まず認識した中で、この条例いろいろ調べてみたら、やっぱり今ネットで分かりますので、全国でも、そんなに例はないです。実際にやっているところはあります。

ただ、千葉県では私ちょっと見つからなかったんですけど、もしこれが可決されれば千葉県下で初めてなのかなというふうなことなんですけど、それについて、なぜこのような職員を大学院に派遣して2年間履修させて大学生として研修させるのか、それを、なぜこのような考えに至ったのかというか、ほかにあまり例がないものを初めてやるので、その辺について、まず、そのことをお聞きします。

それと、あと内容になりますけど、市長が認定すると。第2条にあります、市長が認定する研修生、いわゆる職員が研修生になって学生になるわけなんですけど、その基準はどのようにしているのか。

そして大学院の選考について、先ほど国立2大学、私立1大学、3大学を一応という話がありましたけど、これどこに行きたいというのは、その希望者自身が選定して行うのか。

と同時に、ちょっとここには書いていないんですけど、そうすると、国立大と明治大学ということでしたけど、受験はどうするのか。そこのところ受験資格というか、試験を受けて入るのか、それとも、勝浦市が後押しするわけなので、試験があるのかないのか。それについて、分かる範囲で結構ですが、お伺いします。

それと、あと研修内容についての基準、これについてお伺いします。

公費負担、先ほどありましたけど、公費負担については全額、関係するものは市のほうなんですけど、ここに改めて、東京ですので、全部が東京だと思いますが、勝浦市から通うことも可能。大学院なので、可能性はあります。朝8時半から学校始まりますよというものではありませんので。その辺の公費負担の中で、そういう交通費まではどのように考えているのか。また、どうしても東京のほうに宿舍なりを借りる場合についてはどのように考えているのか、負担するのかもしれないのかということについてお伺いします。

あと研修する職員。職員たくさんいます。いろんな資格を持った職員もいますし、初級試験、上級試験で入ってきている職員もいますので、その資格要件はどのように定めているのかについて。

それと、あと施行日。これ条例制定して施行日が今年の4月1日となっていますので、もう来年度というか、8年度については、すぐにこれを該当することはなかなか難しいと思いますので、その辺について、選考のための準備等もあると思いますので、その辺がいつから対応するのかについてお伺いします。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず1点目の、なぜこのような条例を制定するのかという点でございますが、勝浦市人材育成基本方針に基づきまして、派遣研修を強化するため、大学院への職員の派遣研修を考えたものでございます。

本市の場合におきましては、研修費用を公費負担し、場合によっては償還を求めることを規定しております。この場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律という法律がございまして、こちらの法律第12条第2項の規定により、研修を実施する地方公共団体は、費用を償還させる場合は、条例で償還させる金額、その他必要な事項を定めると規定されていることから、本条例を制定しようとするものでございます。

また、全国的に条例が制定されているかということですが、都道府県レベルでは結構多く制定されているところでございます。県内を見ますと、条例を制定している市町村は見

受けられませんでした。

ただし、習志野市が、条例では定めておりませんが、職員が公共政策大学院を受講する場合に助成金を出しているという事例があります。ここで条例を制定していないということは、これ推測ですが、償還の規定を設けていないからだと想定しております。

続きまして、条例第2条第4号における市長が認定する研修生の認定基準についてでございますが、研修生の認定までの手続について御説明しますと、まず条例第3条の規定により、研修を希望する職員は、市長に規則で定める研修申請書を提出します。市長は、この申請に基づき、第4条各号の要件を満たす研修かどうかを審査し、研修を認定するとともに、職員の書類審査及び面接審査を行い、派遣候補者の選考を行います。派遣候補者として決定した後に、候補者は入学試験を受け、合格したときは、最終的に大学院派遣研修生として認定することになります。このため、認定基準につきましては、議案第12号の資料に記載してあります対象となる職員の条件及び入学試験に合格することが、この基準になるかと考えております。

次に、3点目の大学院の選考についてでございますが、大学院派遣研修先につきましては、基本的には公共政策学部を有する大学院を規則で定める予定でございます。先ほど答弁させていただきましたが、同様の内容となります。

また、試験を受けて入学するののかという御質問がありましたが、こちらは試験を受けていただきます。

4点目の研修内容についての基準でございますが、研修内容の基準につきましては、申請手続の際に市長に提出していただく研修申請書に記載される研修希望内容ですとか、誓約事項が第4条各号の規定に適應しているか、こちらが判断基準になるものと考えております。

それから、通学の可能性、交通費の関係ですけれども、条例第6条第2項によりまして、研修生の通勤手当につきましては、派遣先大学院を勤務場所とみなして支給することを規定しております。

次に、研修を希望する職員の資格要件についてでございますが、本条例が議決されましたら規則でこれを定める予定でございますが、議案第12号の資料に、規則に定めようとしている案を書かせていただいております。大学を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められる者、派遣を開始する年度の4月1日において勤続年数が5年以上、かつ40歳未満である者、勤務成績が優秀で心身ともに健全であり、かつ学習意欲がある者、大学院派遣期間終了後も引き続き本市職員として勤務する意思のある者、以上4点を予定しております。

それから、施行日である令和8年4月1日以降の対応でございますが、本条例が議決されましたら、職員に周知し、希望者の募集に努めてまいりたいと考えております。実質的には令和9年度の入学を想定しておりますが、大学院によっては秋季、秋の時期に入学を受け付けるところもありますので、その辺は柔軟に対応してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁漏れがございます。宿舍の借入れについては、どのように。

○総務課長（屋代 浩君） 失礼しました。宿舍の借入れについては、今後制定を予定しています規則の中で検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 非常にハードルが高いものになってくるんだろうと思いますけど、1人でも2人でも、ここに対応する職員が出ることをまず望みます。

それで、1点目でほぼ全部聞いたんですけど、これをやること、今、課長が言われましたけど、千葉県では恐らく市町村では初めてだろうと。恐らくこれは竹下副市長あたりが考えたんじゃないかと私は勝手に推察するんですけど、やっぱりそういう、職員に対して市が、今、これ私も確認はしていますけど、最近になって若い人たちが結構辞めてしまう、数年勤めて辞めてしまう、そして、その辞めた後に、また違う自治体に入っているというようなことを情報で聞きました。このことは、やっぱりこういう制度をつくることによって、優秀な職員も、これがあれば来るのかなという部分も実は思います。ですから、これは千葉県で初めてということなので、市町村ではね。確かに県のほうはあります。県のほうありますので、その辺は内容見ましたけど、そここのところをやっぱりしっかりと、これ最初のことなので、やらないと、条例が無駄にならないようにしてもらいたいということで、あと資格の要件についても、それぞれ規則において定めていくんですよということですが、もちろん条例は通った暁には、その詳細については、その後、規則なり規程なりということになります。これについては、そのように十分に検討して出されたものだと思いますので、しっかりとこの条例が当初の目的を達成されるような条例の内容にと、あとはやっぱりその規則なり、要綱なり、そういうものについてつくってってもらいたいなというふうに思います。

あと、先ほど交通費も聞きましたけど、大学院を勤務先とみなすということですね。それは非常に大事なところだと思います。

今、ここはもう該当しないと思いますけど、若い職員が、40歳未満の職員が、やっぱり2年間勉強してきて、それが勝浦市にどう生かされるのかということですね。

だから、行ってきました。規則があるので、10年は絶対に勤めなきゃならないという縛りがありますから、そうじゃないと学費返しなさいよということになっていますから、それはしっかり考えていくんでしょうけど、そこで行って来た職員が、やっぱりそれなりの資格を持ってやっていくと。

ですから、全体の学生としては大きな幅のある学習というか、研修になると思いますので、そここのところは、その行って来た職員、これからやる話ですけど、行く職員に対して十分な市とのディスカッションというか、行く前の考え。

それと、あと受験して行くということですので、これはかなりハードル高いなというところだと思います。受験については、市からこういうふうに研修として出せることについて、いわゆる一般の受験とはまた違う、この3大学は、そういうものがあるのかどうか、確認します。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。一般の受験と。

お答えいたします。今回、一般の受験ですので、推薦という枠は考えてございません。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 大学によっては特色のある科、いろんな、私もその辺の大学院のことよく分かりませんが、そういうところは、やっぱり自治体推薦という場が仮にあるとすれば、私はそういう大学を。学部で選んでいますけど、学部という、研修内容で。当然の話ですけど、そここのところをもうちょっと研究してもらいたいなというふうに、それは要望で出しておきます。以上で終わります。以上でこれは終わります。

議案第16号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例及び勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてということで、これについて、1条に、ただしというただし書がありますが、まずその点を、ただし書についての説明を求めたいと思います。

それと2点目として、荒川テニスコートですね。これが、そのただし書の中に入ってくるんですが、それとは別に、荒川テニスコート、前にも何度か質問をさせてもらっていますけど、市内大会もありますし、テニスとしての市外の人も含めての大会もあると思いますが、そのときにやっぱり、どうしても駐車場がいっぱいになって、長谷川グラウンドのほうも使っています。長谷川グラウンドも、以前から何回か質問させてもらって、自宅のすぐ近くなので。非常に管理がよくなってきましたが、そのところをもうちょっと私は整備する計画を持っていいのかなというふうに思いますので、その2点についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。まず1点目の改正条例第1条のただし書についてのお尋ねでございますが、本条例案は、勝浦市スポーツ施設設置管理条例と勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の2つの条例について、その一部を改正しようとするものであり、そのうち第1条では、勝浦市スポーツ施設設置管理条例の改正について規定しております。また、現行の勝浦市スポーツ施設設置管理条例の別表2では、荒川テニスコートにおける各施設や設備の使用料について規定しており、同表備考欄には、勝浦市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする規定しております。

今回の条例改正において、勝浦市と荒川テニスコートの利用に関する協定を締結した市町村に住所を有する者の使用料については、勝浦市民と同等の使用料とするため、ただし書を追加しようとするものでございます。

なお、昨年来、鴨川市と施設の相互利用に関する協定締結に向けた協議を進めてまいりましたので、本条例案を可決いただきましたら、速やかに最終調整を行い、協定を締結したいと考えております。

次に、2点目の荒川テニスコートの駐車場に関するお尋ねでございますが、大会等が実施される場合は、いわゆる長谷川グラウンドを臨時駐車場として使用しております。この対応において駐車場が不足するということはないと、管理人より聞いております。

なお、中学生の大会等で大型バスによる生徒の送迎がされる場合においては、バスを旧北中学校に回送していただくようお願いしております。

このような状況から、現時点で新たな駐車場の整備は計画しておりませんが、今後の利用状況等を踏まえ、必要な対応をしてまいります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今の答弁で、ほぼ理解します。

鴨川市と今後、協定、この前、出ていましたからね。鴨川市とのスポーツ施設の相互利用ということではありますが、ほかにはそういうことについての協定、今後結ぶようなところがあるのかどうかということについて1点お伺いすると、あと、駐車場管理、これは駐車場として長谷川グラウンドあるんじゃないかと、臨時的に使うということでございますけど、実際バスは入るような幅員が、入り口でね、入り口から約50メートル、100メートルまだないと思いますけど、その間が両脇が民地なので、なかなか拡張は難しいだろうと思いますけど、路面の整備が

きれいというか、ではないんですね。あまりお金はかけていないと思いますが、あそこだけちょっと舗装整備しても、そんなに幾らもかからないと思いますが、入り口のそういう整備についても、この際やる必要があるのかなというふうに思いますが、その辺の計画について伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。まず1点目、今後のお話でございますが、今回まずは鴨川市長からお話をいただいたことをきっかけに、従来スポーツや文化活動において相互の施設を利用している実績もあったことから、鴨川市との協議を進めてまいりましたが、本件議案が可決されましたら、鴨川市との協定を締結した上で、相互利用の状況を確認しつつ、夷隅地域の自治体など近隣自治体との相互利用についても協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目、長谷川グラウンド入り口の部分についてでございますが、舗装材のコンクリートが割れるなど傷みが進んでいる状況であることは承知しております。利用頻度や通行による危険性などを勘案し、補修等について検討してまいります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私のほうにつきましては、議案第12号、13号、16号、17号、この4議案について伺います。

最初に議案第12号 勝浦市職員の大学院派遣研修に関する条例の制定について。前段議員さんのほうから、もう質問がございましたけども、そういうものも、もしか重複するところあったら省略もさせていただきたいと思います。

まず1つ目につきましては、大学派遣研修ということでありまして、この大学院課程に在籍して、その課程を履修する研修という形で書いてございますが、この研修体制について伺います。

どうということかといえば、研修職員は大学院生として同様に2年間、大学院生として勤務というか、研修をさせるのか、それとも研修者として、そのときだけに研修するのかどうか、そのような勤務体系について聞くということと、この研修中の職員の不足の職員の確保について、併せて伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。初めに、大学院課程に在学して、その課程を履修する研修ということでございますが、基本的には研修職員は大学院生と同様に2年間、学生として研修していただくことを想定しております。2年間、大学院のカリキュラムに基づきまして、学生として公共政策分野における授業を受け、修士論文を作成することを想定しております。

また、職員が研修に出ることによって不足する職員の確保についてでございますが、残された職員に影響が出ないよう、職員の採用ですとか、異動、配置の見直し等に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、派遣研修の職員の数なんですけども、何名程度を考えているのか、その予算措置について、また、派遣するタイムスケジュール、先ほどの話もございました

けども、もう一度そのことについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず初めに、何名程度を想定しているのかという御質問でございますが、あまり多いとは思っておりません。毎年、1名でも手を挙げる職員がいてくれたらと考えております。

また、今後のタイムスケジュールでございますが、本条例が議決されましたら、庁内において職員に周知し、対象者を募集したいと考えております。

また、令和8年度中に受験をしていただき、令和9年4月からの入学、または、先ほども御答弁いたしました、令和8年度中の秋季、秋の時期に入学することも想定しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、続きまして議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定について。この中で千葉県における同様な条例ということで先ほど答弁がございましたので、これは省略させていただきますが、この条例を運営する課というのは消防防災課のほうでよろしいか、確認をさせていただきます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。こちら運営する課ですけども、私ども消防防災課消防防災係になります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

続きまして、この条例の第8条に規定される見舞金及び第9条に規定する転居に要する費用の助成、このものについて令和8年度予算措置がされているのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。こちら予算措置でございますけども、先進事例を参考に規則で定めていくというところで先ほど答弁のほうさせていただきましたが、こういったわけで、現時点では金額のほうは決まっていない状況でございます。

予算措置につきましては、新たな年度のほうで対応していくことを予定しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 続きまして、議案第16号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例及び勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

今回の改正につきましては、本市と鴨川市との間で協定を締結し、住民サービスの向上及び住民相互の交流促進と施設の利用促進、有効活用を目的とした改正ということであります。

資料のほうの令和6年度の各施設の利用状況、市外割増使用料総額について、鴨川市と勝浦市、相当差があります。

この中で、市外割増使用料について、これは住民は市内料金で利用することができるというふうに考えますが、その差額は、例としまして、本市の学校給食共同調理場が、御宿分の給

食は勝浦市のほうで共同処理をしていると。このものについては負担金を御宿町からもらっています。そういうもので、この市外割増料金の使用料分は、市が相手の市に支払うのかどうか、これについて伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。この条例改正により、施設の相互利用について協定を締結した市町村の住民等は、市外割増料金が適用されなくなります。昨年来進めてまいりました鴨川市との相互利用の協議において、対象施設としている勝浦市の芸術文化交流センター、荒川テニスコート、鴨川市の総合運動施設、小湊さとうみ学校について、令和6年度の利用状況と比較いたしますと、鴨川市より勝浦市のほうが協定により減額される市外割増料金が大きく、勝浦市が受ける恩恵のほうが大きくなることとなります。

この不均衡の発生を防止するため、自治体間で負担金の支払いを想定しているのかとの御質問でございますが、これまで勝浦市、鴨川市と進めてまいりました話合いにおいては、施設の利用促進、また交流の促進を目的としていることから、そのような趣旨の負担金の支払いは行わないことで協議が調っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。今回の改正内容につきましては、本市と鴨川市との間の利用協定締結によるということであり、その中には、その料金のことは今回は入っていないということで、そういうものはないですよというような形で理解はします。

ただ、この改正条文の中では、利用に関する協定を締結した市町村というふうな言い方をしています。本来ですと、鴨川市ということをご書いてもいいのかなということなんですけれども、利用に関する協定を締結する市町村とするという考え方は、住民サービス、利便性の向上、また住民相互の交流促進と施設の利用促進、有効活用ということを目的とするのであれば、少子化、人口減少の近隣の外房地域、旧夷隅郡市の市町村も協定を結ぶことを、先ほどの質問もございましたが、それも前提としているのか、改めて伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。先ほどの答弁と繰り返しになり恐縮でございますが、今後、他の近隣自治体との協定締結を前提としているかのお尋ねでございますが、今回、まずは鴨川市長からお話をいただいたことをきっかけに、従来よりスポーツや文化活動において相互の施設を利用している実績もあったことから、鴨川市との協議を進めてまいりましたが、本件議案が可決されましたら、鴨川市との協定を締結した上で、相互利用の状況を確認しつつ、夷隅地域の自治体など近隣の自治体との相互利用についても協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、この条例、今回改正して実施してみても、その後について検討しますというような形だと思います。

ただ、やはり利用の利用料の格差がありますということで、これを、ただ、今回の協定の中ではそういうものがないですけども、やはり、損得と言っちゃ申し訳ないですけども、そういうような差がある場合につきましては、この協定の締結の中にも、財政的の公平性ということを加味した協定というのを今後つけるほうがスムーズに協定ができるんじゃないかなと、これ

はちょっと私の考え方なんですけども、というものもいいのかなというような形で考えています。

そうすると、この条例の目的からすれば、協定締結市町村は、勝浦市民と同様な扱いで芸術活動、スポーツ活動ができると考えます。

本市も令和8年度から少子化ということで小学校が2校となり、芸術の活動、スポーツの活動も縮小されてくるということは考えます。

この条例を機会に、これまで市民に縛っていました活動が、協定締結市町村に広がったというふうな考えをしてもいいのかどうか。どっちかという、市内大会とか、中学校大会とか、そういうようなものの中で、勝浦市内だけではないですよ。協定を結んだところにつきましても、やはり勝浦市と同様な、市民と同様な形での参加資格だと、そういうことで相互利用しましょうよというような、ちょっと拡大した考え方かもしれませんけども、この考え方についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。少子化の進行によるチーム数の減少など、子どもの活動機会が縮小されるのではとの御指摘でございますが、教育委員会といたしましては、本件条例改正や鴨川市との協定締結をきっかけとして、スポーツや文化活動を通じた交流が促進され、地域全体として活動が活性化する中において、勝浦市民のスポーツや文化活動への参加機会が確保されることを期待しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中であります。午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、最後ですが、議案第17号 勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

このものにつきましては、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」というような形での創設というように考えます。この通園制度につきましては、多分これ全国的な事業だというように考えていますが、この通園制度の大きな目的ということについて、もう一度お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。こども誰でも通園制度は、令和8年度から、令和8年4月から全国において一律に行われる事業となります。

この事業につきましては、保育所などに通っていない生後6か月から満3歳未満の児童を対象としており、制度の目的としましては、家庭とは異なる経験や家族以外の人との関わり、年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験をする場を提供することにより、子どもの育ちを応援するとされております。また、併せて保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設されたものであります。以上です。

- 議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。
- 4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、新たにこの通園が発生しますよということなんですけども、そうしますと、事業実施に対する職員の確保というようなところが考えられると思いますけども、この対応についてお伺いします。
- 議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。
- こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。本市においては、上野保育所において、通常保育の利用定員の範囲内における空き定員を活用する余裕活用型により実施することを考えていることから、こども誰でも通園制度に特化した人員配置は、こういったものは行いませんけども、上野保育所全体として、こども誰でも通園制度の実施を見込んだ人員配置を考えております。以上です。
- 議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。  
次に、佐藤啓史議員。
- 11番（佐藤啓史君） 議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。この13号については、私の前段で2名の議員が質問しております。通告した内容で、ちょっと補足的な部分になりますので、質問させていただきます。  
通告した内容としては、この見舞金の金額、これが犯罪の度合いとか、経済的な被害、精神的な被害等々、見舞金の金額に違いあるのかということまで質問だったんですが、課長から先ほど前段の議員の質問において3万円から30万円というようなことの御答弁がありましたので、こちらについては承知しました。  
2番目として、この見舞金の支給に当たって、その支給の時期というんですかね、あるいはまた支給の方法、また、この犯罪被害者等、私が例えば犯罪被害者等になった場合に、この見舞金を支給していただくためには、どのような形で手順を踏むような形になるのか。またもう1点、この見舞金の財源は市の一般財源のほうでというふうな形になるものなのか。そこについてお答えいただきたいということと、通告した内容は以上なんですけれども、加えて、もう1点質問します。  
この条文の中の第5条、第6条が、市民及び事業者の責務を規定されている条文になります。責務になるので、そこについては触れないわけにはいかないかなと思いますので、お聞きしますが、この5条も、6条も、努力義務規定の、なっています。特に市民のこの責務にうたってある条文について、この辺について具体的に、どういった内容になってくるのか含めて、お答えいただければと思います。
- 議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。
- 消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。まず初めの見舞金の支給の時期、支給方法でございますけども、まず見舞金の支給を受けようとする方、こちらは犯罪の被害の内容ですね。こちら例としましては、死亡の場合と傷病の場合で御説明のほうさせていただきますと、死亡の場合ですと、死亡診断書ですとか、死体検案書の写しなど、けがの場合は、医師の診断書などのほか、市民であることの、また続柄とか、そういったもののそれぞれの内容を証明する書類を添付していただきまして、申請のほうを行っていただきます。内容の確認ができましたら支給の手続をするという流れをイメージしておりまして、支給方法は申請者への口座振込という形になるものと考えております。

見舞金のほうですけども、一般会計という形で、うちのほうでの予算措置、こちらの先ほど重複になりますけども、今後、規則で具体的な金額のほうを定めていくことになりますので、こちらを基に、新たな年度で考えていくというような形になります。

5条と6条、責務というところで、市民等の責務と事業者の責務というところがございますけども、まず、こちらは新たに市民の方たちに何かをしてもらおうというようなところではございませんで、市や関係機関が実施します施策への協力というところで、特定の行為を義務づけるものではございませんで、犯罪被害者の方たちが地域社会の中で安心して生活できるよう、市民の皆様に理解と配慮をお願いする趣旨のものでございます。

具体的には、犯罪被害者の方やその御家族が置かれている状況への理解を深めていくこととか、被害者の方のプライバシーを尊重して、うわさや誹謗中傷などの二次被害が生じないように配慮していく、このようなことを皆様をお願いしたいと、このように考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 窪田課長、御答弁いただきまして、詳しく御答弁いただきました。

2回目というか、再質問といえますか、もう1点、違う条文の件でちょっと質問させていただきます。そもそもこの第2条に、用語の解説になる、定義になるんですが、犯罪被害者等となっています。犯罪被害者は犯罪被害者になりますけども、被害を受けた者が犯罪被害者になります。等の中に、その家族、遺族、その他これらに準ずる者と市長が認める者で、市内に、本市に住所を有する者となります。

この等の考え方として、例えば犯罪によって不幸にして命を落とされたとします。その御家族という、遺族が、例えば他市に住んでいたとした場合、犯罪被害者の家族は犯罪被害者等に含まれるわけなんですけれども、市内に住所を有していないと。この条文、2条から見ると、市内に住んでなきゃいけないってなるんですけれども、例えば、隣の御宿町に、じゃあその御家族、遺族になりますね、が住んでいた場合は、これ2条、厳密に審査すると適用にならなくと思います。こういった場合のケースというのが今後、当然見込まれるかと思しますので、その場合は、この中にある市長が認める者に含まれてくるものなのか。

ただ、勝浦市に住所を、本市に住所を有するって記載されちゃっているんで、その辺が曖昧に解釈できるものなのか。

多分、今後、恐らく、御両親が市内に住所を有して住んでいても、その御家族がいない場合、あるいはその逆のパターンもあるかと思しますので、そういったことも、あらゆることを想定した場合に、ちょっと気になったので質問させていただいたということでもあります。

あともう1点、13条、最後になりますけど、条文で、意見等の反映っております。これについては、識見を有する者あるいは市民等、事業者及び関係機関からの意見、要望等を把握しと、施策に反映させるという形になっておりますので、これが、例えば1年に1回やっていくものなのか、あるいはこういったケースが発生した場合にその都度、市のほうが意見を求めようとするものなのか。これについて、あるいは何か協議会みたいなものを設置、今後規則で制定すると御答弁ありましたけれども、規則の中でこういったものを設置していこうとしている考えなのか。それについて、現段階で想定されているものについて御答弁いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。まず初めに第2条、等の考え方というところでございますけども、こちら規則の中で、もちろんうたい込んでいく形にはなりますけども、2条の2号のほうにございますとおり、犯罪被害を受けた者及びその家族というところがまずございまして、その次に、遺族その他これらに準ずる者と市長が認める者で、本市に住所を有する者という形で規定のほうがなされておりますけども、こちらにつきましては、お亡くなりになったときとかいろいろ、御家族の方でも受給というんですかね、支払いを受けるべき優先順位というところがございますので、住所のほうにつきましては、基本的には市内の方にあつては、もちろんこちらにいないてはいけませんけども、こちらが本市においては御本人しかいない、お子様たちがよそに出ている、そういったケースも所轄の警察署のほうで、事件が起きた場所というところがまず基本になってきますので、その辺は該当してくると、このように考えております。

続きまして、13条のほうの意見等の反映というところでございますが、どのような形で意見を反映させていくかというところで、犯罪被害者の施策の策定過程、こちらで犯罪被害者等のみならず、関係機関等、市民のほうから広く意見を聞いた上で反映させるというところで規定している部分でございます。犯罪被害者のための施策、犯罪被害者の置かれている状況に応じて講じられるべきものでございますので、犯罪被害者の方が求めているものを正確に把握し、犯罪被害者の視点に立った策定、こういった形を考えているところでございますが、こちらは定期的、年1回とか、そのような形での開催のほうは考えておらず、必要に応じてという形になろうと考えております。

そういったところも含めまして、協議会というものの設置までは考えておりません。関係機関のほうと協議しながらという形になろうと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 先ほど課長の答弁で犯罪が起きた場所という、勝浦で起きた場合に、そこで被害が発生したときに、この犯罪被害者等支援条例がまずは適用になってくるかって話になると思いますので。ただ、勝浦市で起きた場合に、その被害が勝浦市民じゃない場合というのは当然、今後もケースとしては考えられているかと思っておりますので、今後この条例を運用するに当たって、結構様々なケースが想定されてくるのかな。これは先進事例市に学ぶことも多いかと思っております。ということは今ちょっと感じているところでございます。

今回この条例を制定するに当たり、一番の理想としては、勝浦市において犯罪が起きないというのが一番のものでございます。

今、話、若干それるかもしれないけど、日本に外国のインバウンドの客が多く来る、そのうちの一つには、おいしい食材だとか、景色とかありますけど、やはり日本が安全な国だというのが当然の今、世界常識であつて日本に来ていただく。勝浦に人を呼び込むためには、当然、勝浦が安全な町なんだと。勝浦に住んでもらうためには、勝浦が安全なまちなんだということが前提にあつて、それがまず第一にあるということ、市民全体でこの犯罪をなくしていく、犯罪から市民を守っていくということが第一にあるべきであつて、今、勝浦市においては、もう防犯組合あります。市長が組合長になって、議長がたしか副組合長になっているかと思っております。こういった防犯組合もありますし、防犯カメラの増設も進み、それだけじゃなくて、いろいろな様々な、コンビニであつたり、いろんなどころでも防犯カメラが設置されている、個々の住宅

にも防犯カメラが設置している。郵便局や様々な宅配の人たち、ドライブレコーダーを積んだ車が日々市内を走っている。今後は市役所の公用車にもドライブレコーダーを積んでいただいて、常に市民から犯罪を守るという体制を勝浦市全体が取ることで、この条例の制定とともに、安全なまち勝浦というものもアピールしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私のほうからは、議案第17号ですか、前段の議員の方からの質問と重複する部分がありますが、また改めてお願いしたいと思います。

あと、課長におかれましては、昨日ちょっとお話を私のほうにさせていただきまして、改めて昨日帰ってから再度、こども家庭庁ですか、そういったところでウェブサイトで発出しているような資料、もう一度確認しまして、再度、そういったことを踏まえて質問させていただきます。

まず、この勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてですが、私もちょっと失念してしまいまして、課長のお話で気がついた部分もあるんですが、12月議会、大本になるこの条例の制定がありました関係で、再度また確認してきました。そこで質問なんですけども、ダブっても、またお願いしたいと思います。この条例の制定に至った経緯ですか、そういったことと、実施時間の策定について、どうして午前午後、こういった部分で時間を区切って勝浦市では策定したのか。

現在、既に昨年中、12月までに、もう全国的に始めた自治体、確かにございますね。家庭庁の資料を見ましたらば、12月の2日時点で231自治体で、もう実施していると。その後、252自治体が実施予定ということで、資料に出てきておりました。この中で勝浦も入っているんだろうとは思いますが、その辺含めて御説明、再度お願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。まず、条例改正に至った経緯ということでございますけども、令和8年4月から全国において一律に実施されます乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を上野保育所において実施するに当たり、事業内容や利用手続など、条例上整備する必要があることから、勝浦市立保育所条例について所要の改正を行うものでございます。

続いて、実施時間の策定ということでございますけども、実施時間の設定については、施設の実情に応じて設定可能というふうにされております。実施時間としております午前8時半から午前11時30分、午後1時半から午後4時30分、この時間につきましては、保育所においては職員も全員そろい、比較的落ち着いた時間帯であることから、余裕活用型での乳児等通園支援事業を実施するに当たっては適した時間帯であるというふうに考えております。

また、1日に3時間、またこの分けているというようなところなんですけども、上野保育所における職員の状況、また、あるいは利用するお子さんの保育所への順応、そういったものも考慮して、1日の上限を3時間というふうにしておりますけども、今後の利用状況など、そういったものを踏まえ、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○5番（岩瀬 清君） 課長、ありがとうございます。

ここにちょっとやはり関連の資料を持ってきたんですけども、乳児保育とは0歳、1歳、2歳児に対して穏やかな成長を支援する保育のこと、成長するスピードが特に速い乳児期に食事、睡眠、排せつといった日常生活に必要な基礎習慣を集団行動の中で身につけさせようとするというような趣旨が書いてございました。

そういったことも踏まえてなんですが、今の課長の答弁のほうから、今の体制での実施を予定しているというふうに私は取っておるんですけども、そもそも保育士の職員数というのは、園児の人数に応じて決められていると思うんです。そういったことを踏まえて、もう一度伺いますけれども、十分足りているかどうか。これから募集等するであろう場合に、入園希望者が多くなった場合には、やっぱり断るケースも当然あり得るかと思像しますが、その辺は予算の関係もあるでしょうし、どう考えるかということと、あと緊急時に対する対処はどのように考えているか。集団で保育をしている職員の皆様、当然そこに入園される児童、そういったことを考えれば、児童の体調不良のとき、どういう対処をするのか。当然、まず父兄に連絡するのは当たり前でしょうけども、それ以上に緊急な場合も考えられると思うんですね。

近年、私がテレビなんかで見たニュースの中では、うつ伏せにしている、それが数十分その状態にしておいたために不幸な状況下が発生したということも耳にしておりますし、そういったことも含めてなんですけれども。

あと天災などの災害時、これは地震等、暴風雨、そういったことも踏まえて、そういった緊急時にどのように対処するか、伺います。

最後に、私も今朝、妻と朝、食事をするとき、ちょっと妻に聞いたんですけど、以前子どもが、娘たちが生まれたときに授乳って1日何回やっていたかなということ聞いたんですけど、覚えていないと。普通の成人、大人も含めて、小学生以上でしたら日に3回の食事というのが一般的だと思うんですけども、乳児の場合に母乳とかミルク、そういうのを数回やっぱり与えなければ、成長段階で非常に問題が出てくると思うんですね。

あと、午後おやつというようなのが今、保育所で実施されているかどうか、ちょっと私も確認してはいませんが、もし3時前後のおやつに、今、課長が3時までとおっしゃったかなとは思いますが、もしその3時前までにおやつを支給とか付与があった場合に、3歳児までのこの乳児保育実施した場合に、片やちゃんと3歳以上の園児が食しているところに、当然、その3歳未満の乳児と規定されているんですかね、そういった子どもたちが指をくわえて見ているということはちょっと想像できないんですけども、その辺ちょっとお教えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。まず保育士の数というところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、本市においては通常保育の利用の定員の範囲内における空き定員を活用した余裕活用型により乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を実施することで考えております。これのため、こども誰でも通園制度に特化した人員配置というのは行いませんけれども、上野保育所として、こども誰でも通園制度の実施を見込んだ上で、保育士の配置基準を遵守した人員配置を行うことを考えております。

続いて緊急時で、まず体調不良についてということなんですけども、当然、重篤な場合、この場合については、これは迷わず救急車を呼ぶというようなことは、これはもう徹底しており

ます。ただ、それ以外の例えば発熱、ちょっとした風邪というか、鼻水というか、そういったものにつきましては、保護者への連絡を行い、お迎えを要請するということになります。

また、そういう災害とか、天災とか、そういった場合ですけれども、これも通常の保育の場合も一緒なんですけれども、まずは保護者の方が安全にお迎えができる状態になるまではお迎えに来ない、それまでは保育所のほうでお預かりをする、この対応で行っていくふうに考えております。

続いて、授乳とか、おやつというようなことですが、まず授乳につきましては、これは離乳食もそうなんですけれども、保護者にミルク、またあるいは離乳食の持参をお願いした上で、授乳または離乳食の提供というようなことを行っております。

また、おやつに関してなんですけれども、これも時間帯によっては、先ほど議員がおっしゃったように、ほかの子どもが食べていて、この子どもたちが食べれないというふうになってしまうんですけれども、そういったことのないように、おやつについては提供いたします。

ただ、おやつ、授乳、食事等も含めてなんですけれども、こういったものに関してはアレルギーとか、そういった問題もあることから、利用に関してはその前に、利用の前に保護者との面談、そういったものを十分に行いまして、対応するように考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 最初は議案第13号についてでありますけれども、既に幾つかの質問と答弁の中で、私がお聞きしたかった内容が答弁で解明されておりますので、最初の第5条に関するところについては、今までの答弁で私、改めて聞くことは控えたいと思います。ここはパスします。

それで、第7条のほうについてなんですけれども、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ云々というふうにありますけれども、その相談の窓口というのは先ほど来、消防防災課長がお答えになっておりますので、消防防災課ということになるのでしょうか、それとも別の場所なんでしょうか、その辺、教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談の窓口というところがございますけれども、こちら消防防災課が窓口になりまして、必要な情報の提供ですとか助言、こちらのほか、公益社団法人千葉県犯罪被害者支援センターなど関係機関との連絡調整を行うものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。

次なんですけれども、議案第18号についてお尋ねをしたいというふうに思います。これは当然のことなんだろうというふうに、こういう条例の一部を改正する条例の制定についてということで、これは当然そういうふうにするべきだというふうに私も思うわけですが、そこで最初の質問は、この令和でいいますと5、6、7年度の勝浦市として許可をして火入れを行ったその目的、目的は造林のため云々から5つほどあると思うんですが、そのことについて、回数などを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。現在確認できる記録等で申し上げますと、昭和60年4月1日に施行されて以来、本条例に対する申請というものの記録がございませんので、申請、直近でもありませんので、確認できないというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 実は今年の11月から12月にかけてだったと思うんですが、火災発生という放送が4週連続したというふうに思うんですね。その内容については、ほとんどが枯れ草が燃えているということで、場所どこどこあったと思うんですけども、それで、実はそういった。それともう一つ、これまでも勝浦は火災が多いんだと、ほかの自治体と比べても火災が多いということをお聞きしておりました。そういう中で、これ申請がなしで、そういうことが起こっているということになれば、これは事前に消防署なりに連絡を取って許可をもらってやっているということではなくて、やっぱり個人の判断で行ったため、そういう火災発生につながってしまったということなのかなということをお聞きして、私は、そういうふうに考えたわけです。

したがって、今までも強風注意報というものが、この条例には入っておりました。やはり乾燥していることと同時に強風というのが重なれば、そういう火災発生ということがすごく増えてくるのではないかと。これはやっぱり市民に対してきちっと、そういう注意喚起を行っていく必要があるだろうというふうに私は思うわけです。

この条例を改正と同時に市民に対する注意喚起という、そういう方法が、広報といいますか、周知ですね、周知の方法はどのように考えられているのか、2つ目の質問といたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えいたします。こちらの条例改正後の条例の内容等の周知につきましては、広報、ホームページ等々を活用して、市民の方々へ周知したいというふうに考えております。

その後の実際の注意報、警報の発令に関しましては、今後、夷隅広域等含めまして、どういった形で周知していくのかということところが、担当レベルでの調整が今後図られるというふうに聞いております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 3回目になります。ぜひそのような御努力、よろしく願いいたします。

そして、もう一度言いますが、やっぱりこの風が強いという、これがとても急に。この勝浦に私、移住してきて十数年になりますが、勝浦というのは、いろんな方向から強風が吹いてくるということをお聞きしております。それで、自転車も新車を買っても、1年ちょっとでさびがついてしまうという、そういう状況です。ですので、この風に対する喚起という点については、例えば防災無線で本日は強風の予報が出ていますとか、あるいは波浪警報が出ていますから海風に伴う陸地の風も強いというような、そういうような案内も必要ではないかなというふうに思いますので、それは課が違うと思いますから、要望として発言をしておきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号ないし議案第16号は総務文教常任委員会へ、議案第17号ないし議案第18号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第19号 令和8年度勝浦市一般会計予算、議案第20号 令和8年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

それでは、議事の整理上、議案第19号 令和8年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから議案第19号 令和8年度勝浦市一般会計予算歳入につきまして、44ページのふるさと応援寄附金個人分並びに49ページ、滞在型観光施設指定管理者納付金、この2点について質問通告をしておりましたが、ここに下げをさせていただきます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私のほうから、まず歳入だけですね、3点ほど提出してありますので、それについて順次お伺いします。

まず1点目については、この資料として配られた予算の概要の中からの質問になります。本年度の歳入の根幹をなす市税が令和7年度当初予算のときには対前年、令和6年度と比較して個人市民税で増加したということが言われてありましたが、今年度の内容によっては、自主財源の減少に市税及びふるさと応援基金の減少があつて減少しているということが要因だということで説明があります。市税及びふるさと応援寄附金の減額となった背景等について、どのように市は分析をして今年度予算を提示、出しているのかについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。個人の市民税の令和8年度当初予算要求額が7年度当初予算額より減少した要因といたしましては、納税義務者数の減少が最も大きなものと分析しております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 次に、水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。令和8年度当初予算におけるふるさと応援寄附金の予算額につきましては、令和6年度の決算額及び令和7年度の寄附状況から判断しまして、前年度

と比較して4億円減額となっているものであります。

収入の予算額としては減額しておりますが、令和7年度決算の見込みでは昨年度と同等か、やや下回るくらいの寄附額を見込んでおります。

この辺の要因としましては、勝浦市の主力の返礼品がほかの自治体と結構重なる、競合する部分がございます、その辺りで寄附者の方が、よりお得感のある自治体を選んでいるのが一つの要因と分析しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 質問のほうでざっくりした質問だったので、答弁もざっくりした答弁だったというふうに思います。

税務課長のほうで答えいただいたのが、いわゆる納税者、納税義務者が減っていますよということで、当然、納税義務者が減れば税金の総体というものは減ってくるんだろうと思いますが、であれば、納税義務者はどのように、特に市税の中でも、いわゆる市民税の中の納税義務のこの変動がどういうふうになっているのか、今分かるのであればお聞きしますが、もしそこら辺の数字があれば、委員会等でまた改めてお聞きしますが、分かる範囲でお答えいただければというふうに思います。

ふるさと納税のほうについても、ピークが5年度ですかね、全国でも上位のところ。それは今までもずっと話が出ていましたが、要は総務省の見解の変更によって勝浦市の該当する部分が減ったということになるかと思いますが、その後、やっぱりこの議会の中でもいろいろ質問があって、このふるさと応援寄附金については非常に市の財政に与える影響が大きいということでもあります。やはり収入が、収入ということになりますので、返礼品等を含めても45%以上は市の現金として、現金というか、市の収入として入ってくるので、これは努力をして、もっとやっていく必要があるのかなと思いますので、その辺についても、具体的な話については、また私、委員会に所属する予定でありますので、その辺でお聞きしますが、今言われた要因の分析、これをもう少し具体的にお答えいただければというふうに思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。令和7年度、こちら決算見込みの数字となりますが、納税義務者数を9,740人と見込んでおまして、8年度の納税義務者の数は9,380名、360名ほど納税義務者数減少するというふうに、こちらでは捉えております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 次に、水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。ふるさと納税の寄附額拡大に向けた取組につきましては、新規返礼品提供事業者や新規返礼品の開拓、また管理運営中間事業者の見直し、寄附ポータルサイトのブラッシュアップ、SNSやイベント出店によるPRなど行っております。しかしながら、先ほども申しましたけれども、主力の返礼品である海産物につきましては競合する自治体が多く、そこでの競争となっている状況になっております。その点で、寄附者の方がよりお得感のある自治体を求めているというのが現状としてあると考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今の件については、また改めて詳しい数値等も伺う予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

次に、49ページ、商工費雑入の中の滞在型観光施設指定管理者納付金493万円と、50ページな

りますが、商工費、同じ雑入、市営駐車場指定管理者納付金1,240万5,000円の当初予算について、それぞれ滞在型観光施設、いわゆるエデンの内容になりますが、ここはレストランとスパ、温浴施設の2つの経営になっていると思いますが、その辺の、この納付金を算出するに当たっての予算の数値について、昨年度との対比を踏まえて数値を示していただければというふうに思います。

それと50ページのほうの市営駐車場、これも一般質問の中でもこの問題出ていましたけど、令和8年度、1,240万の収入を見込むというところの中で、やはりこの年間の利用台数等の数値を示した上でのお答えをお願いします。

2つ、これ一緒に今、答弁を求めます。

これについては、委員会資料として私、請求させてもらって、後で配られると思いますけど、その中に実は詳細は出てくるとは思いますけど、改めて、あえてこの本会議の中でお聞きをしておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、午前中の佐藤啓史議員の議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定関係の質疑に関する答弁について、窪田消防防災課長より訂正に関わる発言要求がありましたので、改めて窪田消防防災課長より答弁をいただきます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） 議案第13号 勝浦市犯罪被害者等支援条例の制定について、こちらに関する佐藤議員の質問に対しまして誤解を招くような発言がございましたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第2条に関します犯罪被害者等についての御質問に対しまして、市外者も含むと回答いたしました。こちらは家族の方、直接被害を受けた方、被害者本人は市民であることが定義となっております。

また、事件が起きた場所という形で発言をいたしましたけども、事件の発生場所につきましては、国内、国外を問わず、人の生命または身体を害する行為が行われ被害が生じた犯罪が該当するものでございます。

訂正しておわびいたします。

○議長（戸坂健一君） それでは、鈴木議員の質疑についての答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まずエデンにつきまして、レストランでは、令和6年度実績では2万7,384人であったところ、当初予算見積額では2万7,100人です。スパでは、令和6年度実績を1万1,365人であったところ、当初予算見積額では1万1,500人でございます。この令和8年度当初予算の算定に当たりましては、経年で重ねました実績を基に算出したものでございます。

続きまして、市営駐車場につきまして、年間の利用台数の見込みでございますが、当初試算では30万台、また、その後、指定管理者独自の予測により算出した台数といたしまして、23万台としていたところでございます。令和8年度当初予算の算定根拠でございますが、令和7年

度の実績見込みを参考に算出したもので、その数値は約12万1,000円台と見込んでございます。以上となります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 数字、ありがとうございました。

エデンのほうについて、やはり比較の当初予算、令和7年度、当初予算と実績はほぼ同数ということで、実績というか、予算の見積りには、これは予算上では間違いはなかったと。間違いなかったというか、適正な予算計上がされていたということの数字の証明があります。

今年度についても493万の、これは5%が納付されるということになっていますので、割り返せば当然その数字は出てくるわけですが、これについても昨年度と比較しても同じような数字が上がっていますので、一応、営業を続けている、指定管理なのでということもあろうかと思いますが、これがあります。

ここについては、やはり市の歳入の中で指定管理を行ってもらっている中で収入があるということは、これは非常に収入になっている、赤字になっていないということなので、市のほうが持つべき数字じゃないんですが、ただ、この数字について、これも入った当初と比較すると、やはり相当数字は乖離があります。ただ、実績としてはこういうふうになっているということですので、今後、令和8年度においては、この当初予算を上回る、やっぱりそういう入り込みを期待するところです。

これについては以前質問をさせてもらっていて、レストランというか、エデンのほうと市といろいろ協議しながら中身の改善をしていくんだということは、以前聞いています。

最近ですと、やっぱり聞いたところによると、パエリアというんですか、中心になる、食事の中心がパエリアということで、観光客の方は食べているでしょうけど、市民からあまり評判がいいものではなかったというか、そういう言い方しちゃ失礼かもしれないけど、なかなかなじみがない料理なので、市内の具体を使ってやってもらっているところですが、やはり今、エデンを経営しているソルトさんにおいても、自分のところでやるには売上げを上げるということがやっぱり必要だと思いますので、今後その辺について、今年度は市と、また今後どういふふうな対応していけるのか。

指定管理始まって今年、令和8年度で恐らく1回切れる、5年目になるのかなと思います。ですから、令和8年度の実績によっては、その後の指定管理についても多少影響があるのではないかと思います、その辺について、今どのように考えて予算を出したのかについてお伺いをします。

それと、あと市営駐車場のほうについては、今、課長のほうから、当初、市の予定が30万台だったのが、指定管理者が出した23万台ということで、この条例化の中の説明がありました、確かに。結果的には1年間やってみて、一般質問の中の答弁でも市長は、今回の1,000万を超える、この納付金があることは、市の財政にとって非常に有効な対応で駐車場を制定したのは間違いなかったというような御判断をしているということでもあります。

ここについては市民からの、当初、私も実は反対した一人です。いろんな、このお金の問題だけじゃなくて、市民に与える影響が大きいということから、当初の条例制定のときには反対した、の一人です。

ただ、これが結果として、こういうふうには1,000万を超える収入があると。当初説明だと、も

っと、この倍ありましたけど、その辺を踏まえても、これが今後1年やってみて、これは前段の一般質問の中で話が出ていましたが、やはり空洞化するとき、閑散としている時期があると。そのところの対応がということでありましたので、ぜひともそのところについては令和8年度、これを予算を上回る実績を確保するために今後やっていただきたいんですが、それについては、予算質疑なので、あまり細かいことは聞きませんが、それはやっていく方向ということで、ここについては、副市長の提案のこの大事な市営駐車場なので、副市長、ここで思いがあればお聞きして、今回これで終わりにします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在の指定管理者でございますが、いろいろと日常的にもこちらと連携を密にする中で、やはり例えばメニューに関しましては、お客様の要望に応じていただくような、お手頃なアラカルトメニューというのもどんどん追加していただいているところでございます。

また、スパの市民割を開始していることであるとか、また、この1月からは、市民に対して駐車場割引券の発行などもしていただきまして、この2つにつきましては、指定管理者の負担による努力による取組でございます。

また、地元のクラフトビールの工場と連携しましてオリジナルのビールの製造や販売をしたり、勝浦朝市の出店などもしていただきまして、地元の密着を意識した運営へと改善していただいているというふうに認識しております。

もう1点、指定管理のスケジュールのようなところでございますが、現在の協定期間というのが令和9年3月31日までとなっておりますことから、令和8年度の上期には次回の公募を実施する予定でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 私のほうから、墨名の有料駐車場の件について申し上げます。

本市は昨年の4月から駐車場を有料化しまして、指定管理者制度の下で運営を開始したところでございます。これは御承知のとおりでございますが、行政として当然に果たすべき責務というんですかね、そういう形に基づくものだと私は認識しております。

市民全体の公有財産、この財産を長年にわたって無料で放置し続けてきたというのが、私としてはすごく行政として不作為ではないかという思いが強かったところでございます。財産活用の責務があるということの中から、私としては、あくまでも長年にわたり無料で利用されてきた公有財産、それを不作為とも言うべき対応というのは、どうしても財産管理の観点から望ましいものではない、行政としては、これをただしていくのが私は責務だと感じたところでございます。

したがって、市民全体の利益に資する形で財産を活用する必要があったことから行ったところでございます。有料化は、その責務を果たすための最も合理的で、最も妥当な手段であるというふうに私自身は思っているところでございます。

本市の財政状況が厳しい中におきまして、将来世代への負担を抑えつつ必要な行政サービスを維持するためには、安定した自主財源の確保が不可欠でございます。無料であった公有財産、それが指定管理者の導入の下に年間1,200万円強でございますが、そうしたお金が安定的な収入として確保、転換されていくことは、政策効果として極めて大きな意義があったというふうに

思っています。無料のままで得られなかった財源が、市民サービスとして確実に還元される仕組みが整ったという事実は、私としては揺るぎない自信でもございます。

また、予算の見込みの差について若干触れられたと思いますが、この当初予算の見込額と納付金額に差が生じた点につきましては、今後の予算編成において精度を高めてまいりたいというふうに考えてございます。

しかしながら、この点は、私としてみれば、あくまでも見込みの改善に関する技術的な課題であるというふうに捉えてございます。有料化という政策の正当性とは全く別次元の問題だと考えてございます。実績として安定収入が確保されているという以上、政策の効果は明確でございまして、政策判断が誤っていたというような指摘には当たらないと、私はそういう感じですが、有料化そのものに対する反対意見があることもまた承知してございます。そういった陳情もあったと思います。

行政としては、市民全体の利益を最大化するという責務を果たさなければならないと私は思っております。そうした中で、慣習や感情に基づく、いわゆる反対があったとしても、行政判断は公平性と財政責任に基づいて行われるべきでございまして、その点においては今回の判断は揺るぎないものでございます。

市民の共有財産を適切に管理しまして、その利益を市民に還元すること、そして将来にわたり持続可能な財政基盤を確保するということ、この有料化は、これらの行政の根本的な責任を果たすための必要かつ合理的な政策でございます。

引き続き行政としての責任を果たしまして、市民全体の利益のための財産管理と財政健全化に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今、副市長のほうから、この妥当性と市のこの行政財産、市民の財産を有効に活用しているということで、数字的にもそういう部分があってということでございますので、これについて私は当時、条例化のときには、いろんな問題があるからという部分も含めて反対討論も行って反対をさせてもらいましたが、1年たった、この条例化された後に、条例反対ということは一切言っていないので、議会で通ったものについてね。それを今度いかに活用していく、そしてまた、いかに、この今、安定的な財産収入あるという、財政的な収入があるということですが、そうであれば、これをもっと高めていくための手段、手法をやっぱりやっっていくことを考えるべきだというふうな思いがあるので、ここであえて質問させてもらったところです。ありがとうございました。

○議長（戸坂健一君） 答弁よろしいですか。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私は議案第19号 令和8年度勝浦市一般会計予算についてお伺いします。

まず歳入ということですので、一番最初に25ページの、これが軽自動車税6,129万円、この金額につきましては、前年と比較しますと193万円の増ということですが、勝浦市につきましては人口が減少していますよということは御承知だと思います。しかしながら、この市税の中の軽自動車税が193万増だということについての内容についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。御存じのとおり、軽自動車税の課税客体は軽自動車等でございます。したがいまして、人口の増減と軽自動車税の増減に関連性はあるものの、必ずしも一致するものではございません。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 関連ではないというような形ですけど、それでは、実は、これが25ページですね。この説明、補足説明ということの軽自動車税というところがありまして、令和8年度調定見込額に徴収率を乗じて計上しましたという形で書いてございます。この中については、現年課税分調定見込額97.4%、滞納繰越分調定見込額が22.61%。

そうなりますと、これが令和8年度ということですので、令和7年度のこの調定見込額。これ見込額というのはどういうことかという、軽自動車税、バイク、あるいは農業機械等々のこの金額が計上されて調定されていると。この積算が出ているんですけども、この額が、ここでは説明にないと。この金額を逆算すれば調定見込額、出てくると思いますけども、軽自動車が増えたのか、バイクが増えたのか、農業機械が増えたのか、そういうものもちょっと分からないもので、この点についてよろしくをお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。冒頭に申し上げますが、長田議員の質問にお答えいたしますと大変長くなりますが、議員からの要望でございますので、詳細に述べさせていただきます。

調定見込額の算出根拠につきましては、令和8年4月1日現在の車種別ごとの推計台数を各税率を乗じて算出しております。推計台数につきましては、令和7年度見込台数に過去5年平均の車両台数の前年比を乗じて算出いたしました。

詳細を申し上げますと、原付自転車50cc以下、税率2,000円のもので2,240台、前年度比で申し上げますと57台の減、90cc以下、税率2,000円のものにつきましては62台、前年度比1台減、90cc超、税率2,400円のもので240台、前年度比でいいますと17台の増、それからミニカー、税率3,700円のもので44台、前年度比2台増となっております。

続きまして、軽自動車でございますが、二輪車の税率3,600円のもので160台、前年度比で3台減、四輪車の課税が従来分のもので乗用営業用で税率5,500円のもので1台、前年度と同数、乗用自家用のもので税率7,200円のもので588台、前年度比で120台の減、貨物営業用が税率3,000円のもので3台、前年度比で1台減、貨物自家用が税率4,000円のもので220台、前年度比で51台の減。

それから新税率適用のもの、乗用自家用が税率1万800円のもので2,297台、前年度比ですと311台の増、貨物営業用、税率3,800円が23台、前年度比3台の増、貨物自家用、税率5,000円、1,070台、前年度比147台増。

重課適用のもの、乗用自家用のもの、税率1万2,900円が958台、前年度比で29台増、貨物営業用、税率4,500円のもので2台で前年度と同数、貨物自家用、税率6,000円、939台、前年度比17台の増。

75%軽減のもの、乗用自家用のもの、税率2,700円が1台、前年度比で1台の減、それから農耕作業用の税率2,400円のもので406台、これ前年度同数、特殊作業用、税率5,900円、42台、前年度比1台の減。二輪の小型自動車、税率6,000円のもので194台、前年度比7台の増というふ

うに見込んでおります。

令和7年度からは徴収率の向上を図るため、納付の遅滞や積極的な滞納整理に注力しておりますことから、徴収率につきましては、6年度以前の過去5年間のうち、最も高いものを採用しております。したがって、現年度分が97.40%、繰越分につきましては22.61%といたしました。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 詳細な説明ありがとうございました。

そうしますと、税務課長につきましては、今の説明、今聞いただけなんですけども、課長として、どういうところが増のものだということをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。今申し上げたとおり増減ありまして、トータルでは台数は増加しております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。

続きまして、34ページ、清掃手数料、し尿処理手数料4,273万2,000円。内訳としましては、生し尿、事業者としまして73万2,000円、汲取券となっています。汲取券としましては1,200万、浄化槽汚泥持込で3,000万の手数料収入ということが書いてございます。

これは清掃手数料、し尿処理手数料ということですので、これ確認なんですけども、歳出の140ページ、一般廃棄物処理委託料として、いすみ環境センターでの委託処理経費6,630万というのが今回新しく支出がされる経費だというふうに私考えています。そうしますと、その財源となると考えますが、確認をいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。歳入、清掃手数料、し尿処理手数料4,273万2,000円。こちらにつきましては、歳出、衛生費、清掃費のし尿処理費に充てております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。

では、続きまして43ページをお願いします。3ページの財産収入、財産運用収入、利子及び配当金1,029万2,000円、これは令和7年度当初予算につきましては130万1,000円でありましたが、今回、899万1,000円の増というふうになっています。この増になった理由についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。吉田会計課長。

○会計課長（吉田智絵君） お答え申し上げます。財産収入の増額につきましては、基金ごとに定期預金での管理に加え、新たに基金の一括運用を開始し、資金を集約することによる効率的な運用が可能となったことが主な要因でございます。あわせて、最近では市場金利が上昇傾向にあり、預金や債券の利回りが改善していることも増収の見込みの背景となっております。

それぞれの年度の最低根拠を申し上げますと、令和7年度は利率0.03%から0.135%の定期預金で総額10億390万円を運用することとし、利息129万6,000円とバイエフエムの株式配当金5,000円と合わせまして130万1,000円を予算計上いたしました。令和8年度につきましては、利

率0.25%から0.275%の定期預金で総額10億7,760万円を運用することとし、157万3,000円を予算計上し、さらに債券を主とした一括運用では0.4%から1.363%の利率で総額9億9,813万8,313円を運用することとし、利息を871万4,000円を計上いたしました。あわせて、ベイエフェムの株式配当金5,000円と合わせて合計1,029万2,000円を計上いたしました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。今回は債券も含めたということで相当、800万ということで、すごく有利な収入になったかなというふうに感じますので、ひとつよろしく願います。

続きまして、50ページ、商工費、雑入、市営駐車場指定管理者納付金1,240万5,000円、前の質問とも重複しますが、質問させていただきます。これは有料化されました墨名・出水駐車場の収入ということで認識していますが、この収入の見込みは令和7年度決算の見込みによる算出ということだと思います。

ただ、この1,240万なんですけども、条例が制定されまして、そのときに委員会付託というのがございました。その際に議員のほうから、この条例の委託としましては住民に何かできないかということで、多分、30分のものを1時間に無料をしたというようなことで条例が施行されたということだと思います。

現在のその駐車場のシステムを見ますと、カメラで車を認識して、その番号を押して出庫するというような形で、相当近代的なものだと考えています。そうしますと、料金を払った車と1時間前に出た車ということで、無料で使った車ということが把握できるんじゃないかということでもありますので、この決算見込みによる算出のと併せて、無料であった台数の割合とかいうことで、分かればお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。そうですね。令和7年度の実績見込みイコール令和8年度の当初予算の計上の見込みでございます。台数で申し上げますと、決算見込みでは12万1,000台、12万1,500台ほどの御利用を見込んでいらっしゃるところでございまして、そのうち、有料無料は割合で申し上げますが、2つの駐車場合合わせますと、有料が4割であると無料が6割であるというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 無料6割ですね。ということは、30分を1時間にしたとするのは相当、市民のほうに影響があったのかなというふうなところは感じます。

この有料化のときの、タイム24が今やっていますけども、プロポーザルのときの契約の関係なんですけども、これは何ページだ、ごめんなさい。すみません、時間。すみません。50ページのほうにありますけども、市営駐車場の運営管理を行う指定管理者からの納付金ということで、利用料金見込みが2,412万、割ることの1.1。1.1というのは消費税を抜いたものだと考えられます。それから控除基準額733万を引いて、それから利用料金の2,412万円、割ることの1.1、掛けることの10%というようなことを引くということが書いてありますので、利用した金額から、控除基準額というのは必要経費、それプラスことの利用料金の10%を指定管理者のほうに払う、その残りが納付金であるという認識なんですけども、先ほどの話の中でも、最初、観光課のほうでは30万台を見込んでいたと。最終的には23万台ですよというときには、あれ

は有料でなかったときの実績を基にして計算するしかなかったと私は考えています。

今見ますと、平日、あまり車は止まっていません。しかしながら、土曜日、日曜日になったら、観光の関係で、そのものにつきましては、その実績として、令和7年度については、今の決算見込みでいきますと1,200万が入ってきますよ。これは大きな収入であると私は考えています。

そうしますと、1,200万というのは相当な金額です。電柱1本、市有財産のところに建てても1,100円。そうすると1万本ね。あれを有料化したことによって、1万本の市有の財産が使われたと同じような形になってきます。そうなってくると相当有効な、この事業だったなというふうに私は考えます。

しかしながら、今、その平日のところ、平日のところにつきましては空きが多いということにつきましては、それをどうにかしないと、稼働率を上げるべきではないのかということがあって、考えるには、そのものについては、最善のシステムが入っています。夏の時間につきましては料金を増額とか、そういうような形のシステムがあると思います。そうなりますと、週休日あるいは祝日につきましては現在のものでもいいと思いますが、月曜日から金曜日まで、そうなっているときには、もうちょっと使いやすい料金設定というのをすれば、この1,200万がもうちょっと大きくなるんじゃないかと。

これは指定管理者との協議の中で、条例改正をするべきなのか、そこまでちょっと確認できませんが、この前の一般質問の市長の答弁の中では検討してまいるというような形の答えがあったと思います。

そうしますと、やはり思っていたよりも1,200万というのは大きな収入なんですけども、もう少し稼働率を上げる施策というのが、今回していかなくちゃいけないのかなと。

P D C Aということで昨日の一般質問もございました。D oができて、今C h e c kの時期だということなんですけども、前の予算としてみれば、それは無料であったものを仮定としてやった。今回そのD oがあって、それをD oというのは令和7年度の実績なんです。令和7年度をどうするかってC h e c kして、A c t i o nということでありますので、令和8年度につきましては、この当初予算はいいと思いますけども、指定管理者と同様な形での、指定管理者と協議して、もう少し稼働率を上げるような努力をしていただければと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質問はよろしいですか。

○4番（長田 悟君） 答弁を求めます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。市営駐車場の有料化になりまして1年を経過しようとしているところでございます。この間に認識いたしました課題というのは、この後、指定管理者としっかりと前向きな話し合いをしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） よろしいですか。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から2点ばかり。1点は、耐震については支出のほうでやらせていただきます。そして、51ページの消防のほうも、これ支出のほうでやらせていただきます。

そして歳入に関して、まず41ページ。確かに勝浦、131億4,000万の4.5%も減の予算上で、前

段からいろいろな中で収入の問題を言われてきた中で、ここに41ページの千葉県立地企業補助金350万、これ清海小学校であるんですけど、この内容について、2分の1は県からということであるんですけど、これが大体業者のほうで、やるという業者のほうで月15万で180万、収入として頂く中で、なおかつ県のほうから2分の1の、この話の内容というのはどういう内容なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この歳入の千葉県立地企業補助金につきましては、空き公共施設整備事業として市町村が実施する企業立地を伴う空き公共施設の改修等整備に対する補助金でありまして、本市においては旧清海小学校の高圧機器改修工事費として、キュービクル室内の動力機器の更新事業を実施しようとするところでございます。それに対する2分の1が千葉県の補助金ということで活用させていただくようなところでございます。

このキュービクル室内の動力機器の更新ということでございますが、これにつきましては、PCBの特措法によりまして、変圧器やコンデンサについては令和9年3月31日までにPCBの含有調査が義務づけられておりまして、この調査の実施により、現行の高圧機器は廃棄処分となるために、新たに更新が必要となったところでございまして、また、これを勝浦市でやるということにつきましては、所有者の義務として実施するという考えでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 議長、確かにこの辺の話も歳出での話もあったんですけど、私もこの今聞くところによりますと、歳出での話が県のほうからの2分の1、PCBの問題、これ、ある。はっきり言って、猿田市政のときに、あそこに3,000万のあれをして、キュービクルの入替えをして、キュービクルの設置して、そのときからPCBの問題というのは当然あった話が、なお10年、9年後に、またこういう話での改修という話。それだけ使っていないで、あれ業者も入ったりして使った面もあるんですけど、当然そのときの設置が、今初めて聞いたんですけど、PCBを、これ公共事業として替えていかなければいけない一つの補助だという話というのは、ちょっと納得いかない。

当時の話の中では、あの清海小学校、雨漏りから電源の確保、キュービクルを入れて3,000万からの支出をしてやったものが、また、これは県からもらうからいいでしょうって。

だから、そういう問題じゃなく、やっぱりしっかりと一つずつ、先を見通して。先ほどの駐車場の件にしてもそうですよ。いろんな面から、勝浦の財源をどう有効活用しながら市民サービスができるかの問題なので、この辺どうなのか。何でこういう話になるのか、お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この旧清海小学校のキュービクル室内というのは、3つの機械がございまして、恐らく議員が今おっしゃっている、直前に前事業者が入る前に更新したものというのが、単相変圧器というのが確かに2017年製でございます。

今回は、これは生き残るということでございまして、そのほかの2つの機械、三相変圧器と進相コンデンサ、これは恐らく開校当時からあるものでございまして、これにつきましてはPCBの含有の調査が必要となることから、今回この2つについて更新をさせていただこうというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の課長の説明では当時やっていないと。そのときのキュービクルを入れた時点で、委託業者がどこまでどう見て、将来性を見込んで。そういう状態であれば、いつかはこのPCBの問題というのは、日本の中で当然、これをどう処理していくかというものがあるわけですね。そこで、やっぱり委託業者、ただそこだけ設置して、あとの2台はPCBを、分かっているやらなかったのか。

だから、そういう話になっちゃうと、じゃあ結局、営業。たまたま営業も、大した営業じゃなかった。今回は、それなりの旅館業でいろいろやるから、それなりの安全性も取っての話で、こういう話になっちゃう。

とにかくそういう話というのは本当、何でもありの話じゃしようがないと思うので。これ突き詰めても、もう、じゃどうするのって話であれば、せつかく補助金もらうんだから取り替えていくしかないでしょうと。

これ取り替えるにしたってお金かかる、じゃ補助金がまた出るんですかという問題。今回は全部取り替えるんだから、そういう話になる。

ほかの件でもそうですよ。やっぱり駐車場なんかも、私は30分ただにしろってさんざん言ってきた口ですけど。それとは関係ないけど、6割のものがただであれば、12万台の6割であれば、それ30分あれしたって五、六百なのか。それは別の話でいいんですけど。

とにかくそういう話で予算つくったり、そういう話では困るので。たまたまここに上がって、県から、これ100%もらえる話でしょうから。2分の1。ごめんなさい。2分の1でしょうけど、それだって、先ほど131億4,000万のうちの4.5%減のものを少しでも出していく、もっと有効な予算の使い方があるでしょうという考えでありますので、いろんな今後の補正の中においても、その辺をお願いして、答弁はいいですから。

次に、43ページの土地貸付分、26件。大体の件数は分かるんですけど、3,748万2,000円。この建物貸付で、ここに出ているように、補足説明の中にある、若潮高校のA棟1階部分の貸付分、66万9,000円、これが何なのか。この26件分の3,748万円のは、恐らく大きいものではミレーニアの太陽光の赤道の貸付料一千何百万とか何とかって記憶の中にあるんですけど、この大体の主立った3,748万の、大体でいいですから、これとこれでこうなるんだと。そして、この若潮高校の1階部分、何に貸すのか。この66万9,000円、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。まず、26件分の内訳としましては、法人、団体等につきましては、こちらが18件、残り、個人が8件となります。主なものとしては、議員おっしゃるとおり、メガソーラー用地の、こちらが貸付分、合同会社グリーンエネルギー、こちらが1,000万円、それから株式会社ベイシア、こちらが1,538万6,768円、それから株式会社成美、旧郁文小学校ですけど、こちらが1,000万円、こちらが主立ったものとなっております。

それから2点目の66万9,000円でありますが、こちらの旧大原高等学校勝浦若潮キャンパスA棟1階の一部貸付けについて、令和5年9月21日、貸付用途を、児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を実施する民間事業者に貸し付けることを方針として決定しました。これにより公募プロポーザルを行いまして、業者選定を実施し、障害児通所支援事業を実施する事業者として一般社団法人こども未来共生会を決定しまして、令和6年3月15日に土地建物賃貸借契約を締結し、そらいろが開設され、現在に至っております。

貸付料は年額66万9,849円とし、貸付期間は令和16年3月31日までであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。この3,748万2,000円の件は、大体予測していたとおりの話はあるんですけど、1点だけ、私が聞き間違えたのか、清海小学校1,000万で言われましたよね。それは後でちょっと訂正で、私が聞き間違えたのか、1,000万で言いましたよね。

それで、そんなに清海小学校、15万のあれで、それはどうなのか、ちょっと私には頭の中、理解できない面もあるんですけど。それは後でいいんですけど、一緒に。

ただ、この若潮高校の障害施設、これ実際、業者が、それは建物あって、安く借りれて、障害者、国からの金、市からの金で運営できる。これはどのぐらいの平米数でですね。前段の中でも鈴木議員も言われていた、じゃあ今後の空き教室がどうなんだと。

今の中で、昨日の話では、もっと違う活用方法の、豊浜なら豊浜の住民のための話の中の貸付け方法と違って話もあるんですけど、当時やっぱり障害者施設の問題、アイランドどうなんだって話から始まって、それをビッグひな祭りの倉庫ですずっと使っているとか何とかって訳分からない。

行政運営の中で方向性をしっかりと持って。だから、これが何でここに、66万9,000円が障害者施設の中でどのぐらいの平米数で貸されているのか。

いや、金額は分かっているんですけど。それで何人ぐらいの雇用の中で、何人ぐらいの受入れをして、障害者を。結構いろんな面で障害者施設そっちこっちあるので、その辺を詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） 私のほうからは貸付面積についてお答えします。A棟1階の。

清海小学校でなくて、旧郁文小学校ですね。成美学園、勝浦成美に1,000万ですね。

A棟の1階の面積ですけど、895.05平米のうち、貸付面積が720.45平米であります。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。障害児放課後等デイサービス施設につきましての利用者数等、ただいま数字を持ち合わせませんので、後ほど答弁させていただきます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。郁文小学校だったら分かります。ごめんなさい。

だけど、これ、だから、今、課長言われるように、どういう状況でどう。福祉課長の話の中で、人数も分からない。そして720、大体200坪近い面積を66万9,000円で借りて、それを事業者が、どういう状態の。これはやっぱり市としても、市民サービスして、そしてそれを社会貢献どうできるかという問題を考えたときどうなのかって問題を踏まえての話なんですけど、金額も、普通の感覚からいっても、200坪近いものが66万9,000円。当然、水道、電気はメーターが個別になっていないでしょうから、それを入れた金額での貸付けしているのか。その使った分の電気代及び水道料、その辺の維持管理費どうなのか。これに含まれているのか。それは向こう持ちの話は当然の話であって、借りる側の話は当然の話であって、あれを分離してメーター機をくっつけることはなかなか難しい問題もあろうかと思うんですけど。

ただ、人数的にどれだけの集客をし、どれだけの人の障害者のあれで運営されているのか。

その辺、分かれば再度ですね。そこからの感覚的な。どうしてこの金額に決まったのか、ちょっと分からないので、その辺のいきさつの流れを教えていただければと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。光熱水費については別途頂いております。この賃料とは別に別途頂いております。

また、賃料の算定については、当時の固定資産評価額ですとか再調達原価等を基に、こちら市の財務規則に基づいて、こちらの金額を算出しているところがございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ではありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時52分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。こども発達支援センター勝浦そらいろを利用されている数でございます。障害福祉サービスであります児童発達支援に14人、放課後等デイサービスに18人、そのほか個別療育として30人、また、みらいスクールに12人、合わせて74名の児童生徒等が通われております。

また、雇用者数につきましては、8名の方が雇用されております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、歳入全般の質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから歳出の部分につきまして質問させていただきます。

まず、66ページ、地域モビリティ推進事業についてなんですけれども、この事業につきましては、その内訳として、補足説明資料を頂戴しております。これ単純にちょっと私の理解不足、理解力の問題かもしれないけれども、このドライバー報償費、あるいは管理業務の委託料等々を、予算額を算定するに当たる、その諸元となる部分について、その関係性について御説明をいただければと思います。

というのは、例えば報償費においては、これ320回の報償費が計算されているんですけども、利用者数のほうを見ますと200名ということになるんです。利用者数よりも報償回数が多いというのは、私のほうではこれがちょっと理解できないという部分。

あるいは委託料の運行確保に関わる委託料ということで、1運行（往復）としておりますので、1往復当たり、運行確保に使うものが。運行確保、なるほど。少々私の勘違いもあるかもしれませんが、これら予算諸元について改めて詳しく説明いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。補足説明の中で、その利用者数とドライバーへの報償回

数との差というか、差があるという御指摘だと。その点につきましては、この差につきましては、運行管理業務委託料のほうの内訳につきましては、国庫補助における申請内容を積算根拠として予算措置しております。

実際の委託料につきましては、現在、交通事業者の意見も聞きながら内容、仕様を調整しているところでありますので、実際の委託料は、この額とは決まっております。

また、ドライバー報償費につきましては、令和7年度の運行状況などから積算しているため、差が生じています。

また、ドライバー報償費については、利用者が多くなれば予算が不足することもありますので、利用が増える希望も含めまして、少し多めの回数を想定し、予算措置させていただいているところであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。運行に係る委託料のほう、この200名については、国庫補助の関係でこの数字、いわゆる大人の事情というんでしょうか、そういったものが加味されているというふうに理解をしてよろしいのかなと思いました。実数でいけば過去の実績プラスアルファ、これから増える分を加味したこのドライバー報償費、こっちなんだよというふうに私のほうとしては捉えました。もし間違いがあれば御指摘をいただきたいと思えます。

そこで、このドライバー報償費についてなんですけれども、問題については何度か委員会等でも質問させていただきました。一番の悩みの種が、ドライバーの確保という部分で一つの問題を抱えていると承知しております。そうしたときに、このドライバー報償の単価ですね。これ内容としては、現在は車というのは確保されていると思うんですが、場合によっては自分の自家用車を提供した上で、往復の運行する内容と、そのように理解をしているんですが、その1回につき報償費が500円と。

逆に、この報償費の安さが、ドライバー参加の会員としての参加希望、これをちょっと妨げている要素にもならないかなと思うんですが、ここの部分を若干多くするという考えについては、いかがでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。現在、令和8年度から有償化、初めてするわけですが、それに当たりまして、やはり一定期間の実証運行を検討というか、計画しております。その中で、そのドライバー報酬につきましても、判断材料としまして、今、当初、その実証運行の段階では、利用者が支払うべきというか、利用者負担額500円と700円を、そのままドライバー報酬という形の金額とさせていただいたところであります。

それをやってみまして、その中での反応ですとか御意見を伺いながら、本格運行の際の判断材料にさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。あくまでも試験運行の中での設定ということですね。本格運用になったときには、その前後含めて、総体的に御判断をいただけることと思えます。承知いたしました。

それでは、続きまして80ページ、証明書等交付サービス事業についてなんですけれども、この証明書等交付サービス事業というのは、コンビニあるいは郵便局等々で、ある一定の証明等

について、市役所に赴かなくても取得できると、そういうサービスと承知しております。しかしながら、昨年の実績では、一部において大変低調なものがあったとも伺っております。一昨年ですね。

こちらにつきまして、まずは令和7年度、どういった実績であったのかをお尋ねいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えいたします。こちらは、証明書等交付サービス事業は、コンビニエンスストアや郵便局で交付できるサービスでございます。件数を申し上げますと、令和7年度1月末までの実績では、コンビニ交付の合計件数は2,169件、そのうち主なものは、住民票1,126件、印鑑登録証明書871件です。郵便局交付の合計件数は21件です。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 郵便局のほうで21件あったということです。たしか私の記憶ですと、2か所の設置だと思います。その内訳が分かれば教えていただけますか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えします。郵便局ごとの件数は、今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。以上です。

失礼しました。場所ですね。上野郵便局と総野郵便局です。

件数、持ち合わせていないので、申し訳ございません。後ほどお答えします。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。では、その御答弁後、3回目の質問とさせていただきます。

それでは、続きまして107ページ、ファミリー・サポート・センター事業についてお尋ねいたします。

まず、こちらについては実績ということで、7年度の実績についてそれぞれお尋ねしたいと思うんですけれども、会員の登録状況、そして利用者人数と延べの利用回数、あと小中高生それぞれの利用回数、あと支援者講習会の開催状況と参加人数、そして会員交流会の開催状況と参加人数及び会員以外の参加者数を再掲ください。あと、主観で結構です。事業の実績に対する評価などございましたら、お聞かせいただければと思います。

並びに2つ目としまして、こちらのファミリー・サポート・センター事業というその内容、目的と目指す成果というものを見たときに、111ページにあります一時保育、一時預かり事業と、今般新しく取り入れられました112ページの乳児等通園支援事業、通称、誰でも通園制度、この3つの事業が、私あまり違いが分からない。資料を見ていろいろやったんですけども、若干微妙に違うところはあるにしても、その事業の目的、得られる効果というところに、あまり違いを見いだすことができなかつたんですけども、そういう中で、この3事業を同時に展開する、その必要性和メリットについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。まず、令和7年度の事業実績ということでございますけれども、まず会員の会員登録の状況でございますが、令和8年2月末時点の数字で申し上げますと、利用会員が25名、サポート会員が8名、合計で33名となっております。

続いて、利用者人数と延べ利用回数ですけれども、利用者人数については3名、延べの利用件

数でいいますと11件ということになっております。

続いて、小中高生それぞれの利用回数ですけれども、未就学児が7件、小学生が4件、中学生、高校生についてはゼロ件でした。

支援者講習会の開催状況と参加人数ということでございますけれども、令和7年度においては、3回実施しまして、2名の参加がありました。

続いて、会員交流会の開催状況と参加人数及び会員以外の参加者数ということでございますが、こちらについては、令和7年度、3回実施しまして、会員の方は8名参加、会員以外の方は12名の参加がありました。

事業実績に対する評価ということでございますが、こちらについては、受託事業者の利用者拡大、また利用促進のキャンペーンなどにより登録者数は増えたものの、利用実績としては、まだまだ不十分というふうに認識しております。

ただ、潜在的に必要としている方、こういった方はまだまだいるというふうにも考えております。

今後、会員等へのアンケート、そういった調査を行って、ファミリー・サポート・センター事業の課題を洗い出して、必要に応じて制度の改善等につなげていきたいというふうに考えております。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、社会的資源が少ない本市にとっては、ある意味、セーフティネットとしての役割、そういったものも有しているのかなと考えておりますことから、利用しやすい制度への改善を進めていきたいと考えております。

次に、一時保育と乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度と、このファミリー・サポート・センターの違いとその展開、3事業を同時に展開するメリットというようなことでございますけれども、まず、事業の違いというか、そういったところで申し上げますと、一時保育は、保育所、こども園などに入所していない生後4か月から小学校就学前までの児童が使えます。こども誰でも通園制度は、保育所、こども園などに入所していない生後6か月から満3歳未満の児童が対象です。ファミリー・サポート・センター事業については、保育所、こども園などに入所しているしていないにかかわらず、生後3か月から高校3年生までの児童が対象ということになっております。

また、利用時間帯につきましても、一時預かり事業については、午前8時から午後4時までの時間で週3日まで利用できます。こども誰でも通園制度は、午前8時30分から午前11時30分、午後1時30分から午後4時30分までの時間で月10時間までの利用が可能となっております。ファミリー・サポート・センター事業は、午前6時から午後10時までの時間で、利用の上限とかそういったものはございません。

また、一時預かり事業とこども誰でも通園制度につきましては、所定の保育所やこども園での預かりとなりますけれども、ファミリー・サポート・センター事業については、依頼者やサポーターの自宅、あるいはこども館での預かりのほか、保育所や塾の送迎、そういったものも対象となっております。

これらの3つの事業については、類似している内容というものも確かにありますけれども、対象となる児童や時間など、そういったものも異なることから、これら3つの事業を展開することにより、さらに保護者の多様なニーズに対応できるものと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。7年度の実績、これをお尋ねしたのは、先般、某委員会だったと思います。本事業、そのとき非常に低調に推移していた実績、これを背景に、その事業継続のボーダーラインというのをお尋ねした経緯があります。そのときには、会員が20名を下回り、利用実績が少ない状態が一定程度続き、かつ代替となる子育て支援制度が確立されている、そういったような状況が事業選択、事業者取捨のボーダーラインであるという、そういう示された経緯があります。そこに当てはめると、会員数については、これは多めにクリアをしていると思うんですけども、やはり利用数、11回とありますけども、利用されている会員が3名さんということですから、3人の子どもなのか、お二人預けているのか分かりませんが、いずれにしても、目的の一つであります子育て世代の支援ということであれば、その支援の恩恵を受けているのは3名というようなことになってまいります。こちらに管理、調整等を含めて支払われている予算は、およそ140万円ということになりますね。11回ということになりますと、これ単純な計算をしますと、1回当たり七、八万円の費用を市が負担して調整していただく。預ける、預かった、そのときの費用のやり取りは、これとはまた別ですので、あくまでも調整だけに、この予算を使っているという現状がございます。

そして、その3つの事業の違いをお伺いしたわけですが、お答えいただいたように、若干対象であり、時間であり、あるいは制限回数、その辺の違いというものはあるようです。しかしながら、お互いに共通している部分、含まれている部分というものも結構多くございます。そういった事業の特性を踏まえて、お尋ねしたいと思います。

まず、こうして事業効果というものが、共通する部分が多い、この3つの事業でございますけれども、予算編成方針、大本にあります、の中の基本事項として14の項目が定められております。その1番には、最少の経費で最大の効果を上げられるよう予算請求をすることという部分、あと8番に、運営管理費等のランニングコストが発生する場合など将来継続を予想して費用が発生する場合は、他の事業を縮小あるいは廃止を前提とした上で予算請求をすること、というような基本事項が周知されている中で、これは予算の査定をするお立場の方にお伺いしたいんですけども、予算編成方針の基本、今申し上げました1番及び8番に照らして、この3事業の並立を可とする、そのお考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。確かにこの3事業、似通ったような内容もあり、また対象児童、また時間、利用時間、制限等、違うという中で、どうしても子ども・子育てを推進するという意味で、原課からの強い要望もあり、今回、要求額どおりということで査定したところではありますが、一方で、議員の御指摘のように、重なるような内容もありますので、今後は、このこれら事業、統合できるものであれば統合する等、そういうことを今後対応として行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 今回、3事業とも計上されたという部分については分かりました。

それでは、もう1点なんですけれども、本事業、これ委託先の業者は、主に埼玉県内、都市部で、こういった事業モデルで運営しております。前回予算委員会の際に、私この辺を指摘させていただきまして、勝浦という地域とその事業モデルが一致していないんじゃないのかと、

不適合というものを指摘させていただきました。その際の御答弁で、勝浦市の地域性と事業者のマッチング、これが課題であるということをお認めいただいた上で、いましばらく地域性を生かしたマッチングが可能かどうかということを見ながら判断をしていくと、そのように御答弁をいただいております。この7年の事業経過を得て、この事業モデルと勝浦の地域性の相性につきまして、どのような御判断をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。令和7年度の実績を勘案しますと、利用登録者数は、令和6年度が20人で、令和7年度33人ということで増えてはおります。ただ、先ほど議員もおっしゃられたように、利用実績としましては、令和6年度は10件、令和7年度は11件ということで伸びていない。ただ、マッチングでの不成立という、そういったものはなかったということで聞いております。

そういったことから、ファミリー・サポート・センター事業における課題としましては、確かに地域性、そういったものもあるかもしれませんが、ほかにも利用料金の設定にも課題があるのではないかとというふうに我々のほうでは分析しております。

先ほど申し上げましたとおり、今後、アンケート調査等を行いまして課題を明確にし、利用しやすい制度への改善に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 若干お尋ねしたこととニュアンスが違ったんですけれども、3度の質問を終えておりますので、次に移りたいと思います。

次に、158ページになります。158ページの地方創生起業補助金、こちらについてなんですけれども、まず補足説明書の中で御案内いただいております地域課題解決に資する社会的事業、こちらの定義と具体例が示していただければお願いしたいと思います。

もう一つ、こういった、うちはその対象じゃないかなということで相談なり申込みが出たときの制度適用判断、そのプロセスについてお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この当該補助金につきましては、国の地域未来交付金を活用いたしまして実施するもので、国の支給要件に沿って、本市における社会的事業を設定いたします。また、国の要件では、条件不利地域において、デジタル技術を活用して、地域課題の解決を目的とした起業を行うとされております。

そこで、本市における地域課題解決に資する社会的事業の定義でございますが、地域活性化関連、まちづくり推進、子育て支援、社会福祉関連などの課題に対応するものとしてございます。

また、事業の具体例ということでございますが、先行して実施している千葉県の事例を何例か申し上げますと、地域課題と人をつなぐ体験型宿泊事業、移住支援宿泊施設および国内外の方々に向けた体験・宿泊事業、夢の魚を創り出す「ハイブリッド魚」開発事業、地元の食材を活用した子育て応援C A F Eなど、まさに様々でございます。これにつきましては、私どもの想定を超える自由な発想での事業提案を期待しているところでございます。

また、制度の判断のプロセスということでございますが、本事業の特徴は、単なる資金の給付などにとどまらずに、事業計画の策定段階から事業化、さらには事業の安定化までを見据え

た伴走支援を一体的に実施する点でございます。

制度の運営に当たりましては、市が直接個別事業者の支援を行うのではなく、市内全域で最も効率的かつ適切に事業を遂行できる団体を執行団体として選定する仕組みでございます。

具体的には、経営支援であるとか、創業支援の専門性を有する商工会等を想定しておりまして、その執行団体につきましては、起業の希望者の公募や審査、補助金の交付事務、経営の伴走支援などを一体的に担っていただくことを想定してございます。

これによりまして、市は制度全体の設計や管理、評価を担いまして、執行団体は専門的知見を生かした実務支援を行うという役割分担を明確にして、より実効性の高い起業支援を構築してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。

続いてお尋ねしたいんですけども、こちら事業名称からして、起業補助金、起業、すなわちなりわいを起こすということが対象とは受け取れるんですが、例えば既に一定の規模で事業運営している事業者が、こういう目的に沿った事業を事業拡大ということで取り組んだ場合においては、これは対象外になるのでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今、ちょっと漠然としたものに対して明確にお答えするということはできないんですけども、起業といいましても、例えば第二起業であるとか、事業承継であるとか、その辺も含まれておりますので、少し審査基準に合致すれば対象となるということでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 今の点については分かりました。それに該当するのではないかなというときには、取りあえず相談をさせていただければ、適否の判断をいただけるということで承知いたしました。

私からの質問は以上となります。

○議長（戸坂健一君） 先ほどの答弁保留の件は、また後ほどにいたします。

次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、一般会計の歳出ということで、通告した内容は5点でございます。

まず、1点目からお伺いしてまいります。67ページの移住支援事業の1,200万円。ここに、通告書にはこういうふうに内容も少し書かせてもらいましたが、それも含めて、まず令和7年度の、終わっていませんけど、実績なり見込み数値があれば、それも併せてお伺いをしたいと思います。

そして、これは、この事業については、以前からも話がありました、継続してやっている事業ですが、以前にも指摘があったと思いますが、なぜ23区に限るんだという話ですね。23区から来た人、それは以前からもそういう質問しながら、その辺については前向きな検討はしているのかどうか分かりませんが、まず、その限定している根拠、そして併せて、このやっぱり移住政策の中の一つの事業なので、23区以外の都市部を含めて、東京都内なり、あと千葉県の都市部の東葛地域などの方からの移住も、まれに見られる部分があります。範囲を広げれば、まだまだ広がるんですけど、取りあえず23区から、もうちょっと枠を広げた形の対応ができません。

いか、また、それらを検討されていたのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。まず、移住支援事業支援金、こちらがなぜ23区限定かというところがございます。こちらにつきましては、国の移住支援事業に基づき実施している事業となっています。その国が23区への人口の一極集中を改善するということを目的として行っております。そのため、その23区在住という限定がなされているところであります。

ただし、在住でなくても、関東圏であれば、23区への通勤を行っている方というのは対象となりますので、議員おっしゃる西東京市ですとか、千葉の北西部でも、23区に通勤していれば、この事業の対象となります。

また、拡大というところでいいますと、この事業の39歳以下の若者という限定であります。令和6年度から市単の事業で、若者単身移住支援事業支援金というものを勝浦市で実施しております。

また、移住支援事業支援金の対象とならなくても、要件によっては、若者等定住促進奨励金や空き家バンクの利用促進を図るための空き家の家財処分やリフォーム費用を補助する空き家流通促進補助事業の対象となる場合もありますので、移住相談においては、各種制度について説明しております。

移住支援事業の利用者数であります。令和7年度はちょっと今手元にありませんけれども、令和6年度で申しますと、単身世帯で5件、世帯での移住が5件の10件で1,000万円、令和5年でいいますと、単身世帯が10件、世帯ごとに移住してきた件数が5件、令和4年でいいますと、単身世帯が11件、世帯で移住してきた対象となったものが7件というような状況になっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 説明は分かりました。そこに、今、東京23区の問題の関係からこのような制度ができて、これは国の進めている制度だということの説明は分かりましたが、そこに、ただ関東圏からも東京23区へ勤めていけば、勤務していれば、その対象になるということですが、やはり勝浦市での全体的なこの人口問題等絡めた移住政策について、とにかく働く場所がなければどうにもならない話なんですけど、その働く場所についても、いろいろ苦慮しながら市長のほうも考えてきているというのは見えてきています。

ただ、ここについて、移住してきた人が勝浦で、先ほど出ましたけど、起業するなり、子どもを育てるなり、そういうことがこの勝浦で行われることによって、勝浦のこの経済というのがやっぱり上向いていくということがあります。

毎回言われておりますけど、都市部、特に東京集中で、今年、去年の人口も、東京には人が集まっている、人口過多になっている、そういう部分がありますので、その辺でやっぱりこの勝浦も、いろんなものに絡みます。一般質問の中でも出てきましたけど、勝浦のよさをもっとPRしてということはありますが、やっぱり住んでもらうということが第一のことですので、その辺について、もっと、このPR含めてやっていく。そして、やっぱり勝浦で生活ができるだけの下支えをするような政策を行っていくことが必要だと思いますので、この1,200万円が2,000万円になる、3,000万円になるで、そういう増額は非常によろしいことなので、その辺についてもう一度お聞きしますが、都内に23区に勤務をしているのではなくて、仕事をしている

人が対象ではなくて、もうそこに住んでいる、東京都に住んでいる、千葉県の都市部に住んでいる方をなぜ対象にできないか。これは市単でも私はやっていっていいんじゃないかというふうに思いますが、その辺について考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野申明君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、移住の相談なんかでも、やはり勝浦の気候がいいということで、相談はかなり増えております。その中で、やはり働く場所ですとか、住む場所ということが、まず第一の課題というところで挙がってきております。

この移住支援金というところも非常に大事な部分ではございますけれども、まずはその住む場所ですとか働く場所の取組も進めていかなければならないというふうに感じております。

先ほど市単で若者単身の移住支援金、こちら居住要件とか勤務要件なしで、市単で令和6年度からやっておりますけれども、その辺の年齢制限等につきましても検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 一つの事業としてやっているんじゃないくて、市の全体的な事業として、やっぱりこれはやる、これがメインになってくるんだけど、周りのいろんな事情ができてきています。

市長の最初にあった報告の中に、行川アイランドの方向性が見えてきたよということの報告があって、それがもう既にSNSで流れています。ということは、働く場所ができてくるんだということについて、これ働く人にとっても、やっぱり勝浦の、今、課長言ったとおり、この気候のいい勝浦で住んでみたいという人はいっぱいいるんですよ。住んでも、この生活ができないという面が本当に大きいので、そこで生活ができますよというふうに持っていけば、これは単身じゃなくても、世帯で移り住んでくることを考える人が増えてくると思います。

そういうところのPRと、あとは今、この事業で入ってきたけど、逆に言えば、やっぱり住みづらいな、生活しづらいなという部分で出ていっている人も実際にいますので、そういう人をとどめておくような方策を十分に考えてもらいたいなというふうに思いますので、それは今、予算質疑なので、それ以上のこと言いませんけど、この1,200万が2,400万、3,000万になるような、そういう政策を実現してってもらいたいというふうに思います。

一般質問であれば、ここから市長に聞くんですけど、一般質問じゃないので、お聞きしません。

そういうことで1番目を終わります。

2番目に、141ページ、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業補助金について、まずは詳細について御説明をお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野申明君） お答えします。この事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援交付金を活用しまして、消費の下支え等を通じた生活支援として、水道料金軽減支援事業として実施するものであります。

事業内容としては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局において、勝浦市の水道使用者の基本料金の半額減免を実施していただき、その減免した水道料金分の財源を市が補助金として支出するものであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） これは急にではないけど、以前からやっぱり水道料金が高いという部分の、それは勝浦市単独でやっていた昨年までのことの話の中で、高料金対策金を入れながら水道の事業を展開していましたが、今年度から広域に移って、事業内容はほとんど変わらないと思いますが、全体的には将来に向かって広域水道で対応していくと。その先にはまた県営水道ということも含まれていますけど、今回これを広域水道事業体というか、広域市町村圏が行う事業に対しての補助をするという部分で、いわゆるこれは各家庭について、この半額が5か月間ですかね、これね、免除になるということ、1件当たり935円、平均でね、ということの試算であります。あと工業用もありますけど。

これ、今の物価対策対応について、それ以前から言われていましたけど、やっぱり勝浦市の水道料金、今、2市2町の中でも個別の水道料金やっていますから、その中では突出して、突出はしていないけど、高いんですね。

そこを今後やっぱり、この5か月というのが、いつからこれ始まるのかちょっと分かりませんが、まず、それはいつから始めるのかと、それを5か月で切ってしまうのかについては今後まだ検討の余地があるのか、それ夷隅郡市でやらなければ市単独で、これは広域市町村圏のほうに補助金を出す。ただ、これは勝浦市だけ単独でやるというのは難しいところがあるのかもしれないですけど、そういう協議を今後はまだやっていけるのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野申明君） お答えします。今回のこの事業につきましては、国の物価高騰対応交付金、これを活用したものでありますので、そのまま継続してできるということではございません。

また、いつから始めるかというところでございますが、これ広域市町村圏事務組合のほうのシステムの改修、また県のほうで、県が独自で水道料金の減免をやるということも聞いておりますので、その辺の絡みがあって、いつからということはまだ現在のところでは分かっておりませんが、令和8年度中の夏ぐらいから年度末ぐらいまでの間の5か月間というところでやるということになっております。

今回これをやるに当たって、やはり夷隅広域に今なっていますので、できれば2市2町で取り組んでいただきたいという話は伺っておりましたが、なかなかそこは調整ができないもので、勝浦市単独で、これはやらせていただいております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑は。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 私、今、広域議会の議員で会議に年2回ほど出させてもらっていますが、このことは実は聞いていませんでした。聞いていませんでしたというのが、ちょっと私が聞きそびれたのかもしれませんが、勝浦市単独と今、話が出ましたので、これはすばらしいことだというふうに思います。

なぜかという、先ほども言いました移住・定住、そして勝浦市民の生活においても、このやはり水道料金、公共料金が高い、インフラに関わる料金も高いという、その高いという部分が非常に、この移住・定住の促進についても一つの足かせになっているんじゃないかなど。住んでいる方たちも、やっぱり水道料金高いねという話はもう以前からありますので、ぜひこの

部分が、市単独であれば、これを国の支援金があるだけの期間ではなくて、それ以上も。これ言うと5億円のお金がかかっちゃうので、そこまでいなくても、また、この1割なり2割なりの補助を出せるような、そういう仕組みも考えてもらえればというふうに思います。その辺については先の話ですので、今回この提案がされたことについては高く評価をさせていただきたいと思います。

次に、続いて、158ページの旧清海小学校、先ほど前段者から質問が歳入、出ておりましてけど、高圧機の改修工事費。先ほどの質問で大体なぜやるかというのは分かったんですが、この積算の根拠と、3つキュービクルあって、その2つの中にPCBが入っているということについて、もうちょっと、もう一度お聞きします。すみません。よろしく願います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。積算の根拠というところでございますが、3つある機器のうちの2つの更新を行うことを設計額で予算計上させていただいたところでございます。

そのキュービクル室内の先ほどの説明でございますが、いま一度申し上げますと、今現在、キュービクル室内の中には3つの高圧機器がございます。一つは、平成29年に容量を大きくした単相変圧器というものです。これは2017年製でございます。そのほかに、恐らく開校当初からあったであろう三相変圧器と進相コンデンサが1つずつございまして、それはいずれも1983年製でございます。この1983年製の変圧器と進相コンデンサにつきましては、PCB含有調査の対象となることから、今回これを更新しようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） これは、やっぱり貸してある大家としてはやらざるを得ない工事ということで承知はしますが、この後、清海小に貸してある部分についても、向こう10年間ということで、1年目を終わります。その先の事業について、これは、この内容と違いますが、ぜひともこれが、やっぱり先ほど言った雇用対策につながるよう期待しております。

次に、158ページ。観光課長さん、大変です。すみませんね。あと2つ、観光課絡みになります。

158ページ、かつうらデカ盛り応援券事業、1億6,168万7,000円。割り返すと、人口1人当たり1万円かなというふうな感覚になるんですけど、その事業の詳細についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このかつうらデカ盛り応援券は、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用いたしまして、全ての住民を対象として、市内登録店舗で利用できる1人1万円のクーポン券を所得や年齢にかかわらず一律に配布しようとするものでございます。

その目的は、食料品等の物価高騰による家計への負担を直接的に軽減するとともに、利用先を市内登録店舗に限定することで、市内経済の下支えをしようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） これの予算立ては分かりましたが、もうちょっと詳細にお伺いをしたいのは、今、全ての住民、いわゆる赤ちゃんでも、御年配の方でもみんな、1人は1人なので。そうす

ると、これ基準をいつにしていくのか。来年度事業なので、4月1日なのか、それとも事業が始まる場所。それ、まずその基準日についてお伺いして、それで、この、いわゆる国のほうでお米の、米価の高騰によって、昨年度というか、つい最近まで、総選挙の前までは大騒ぎをしていたおこめ券があります。これは、おこめ券が国のほうからの。今の補助金の名前聞くと、それかなと思うんですけど、そのおこめ券は各自治体に今、国のほうから支援金を出してもらって、100%国の金でやる部分ですけど、その勝浦市のおこめ券の考えがこれになっているのかということと、あと名称がデカ盛りだから、何をデカ盛りするのかというふうな、それは単純な考えなんですけど、その応援券の内容。要は、おこめ券であれば、それに付随した食料品に限定されたりしている部分あるんですけど、その辺の券が、どのような状況で使えるのか。

そして、やっぱりそうなると、プレミアム商品券とはまた違うとは思いますが、市内の商工会、商店会、要は商業者を応援することも。家庭の消費の応援ではありますけど、やっぱりその応援券が使える場所は市内に限定されるのか、それとも家庭を応援するのであれば、もうちょっと近隣、今、市内には商店、ちっちゃいのがありますけど、鴨川、大多喜、いすみ、こちら辺に実は生活用品を消費している市民、非常に多い状況ですので、その辺がどこまで使えるように考えているのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず基準日でございますが、4月1日現在の住民登録者としてと考えております。

また、国のおこめ券との関連性でございますが、確かに、この交付金頂けることになりまして、おこめ券であるとか、特に食料品の物価高騰に対応したいというふうにも考えていたところでございますが、食料品のみに切り分けて発行すると、また店舗さんのほうでも混乱が生じてしまうとか、手続上の複雑さもあることから、このように生活物資にも使えるような、プレミアム商品券とほぼ同じような場所で使えるような券を発行するということといたしました。

また、このネーミングにつきましては、生活物資にも使えるところではありますけれども、やはり食料品にも皆さん、どんどん使っていただきたいという思いも込めまして、食べ物も想起できるようなネーミングにしたところでございます。

使える場所ということでございますが、今回は市内の登録店舗、プレミアム付商品券と同じように登録店舗を募りまして、市内の店舗さんで使っていただくことにしたいと思っておりますが、それにつきましては、やはり1つの制度で、一つは消費者を支えると、一つは市内経済を下支えすると、2つの意味を目的としているところでございますので、御理解いただければというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 近隣市町村というか、これは全国で行われているこの事業、これが内容はそれぞれあると思っておりますけど、勝浦市としては、そういう食料品に限らず市内店舗の応援も含めてやるということですので、それについては理解をするしかないんですけど、先ほど言ったように、勝浦市内の商店だけでは何か偏りがあるんじゃないかなというふうに。結局、食料品になれば、大手のスーパーなりが中心になってしまいます。あとは最近多いドラッグストア、そういう大手が主流になっていくような感じですので、そのところを、やはり市内のほかの商

店会に、商店会って、商店のほうにも回るような配慮も私は必要ではないかというふうに思いますので。その辺は今までプレミアムでいろいろ経験してきているから対応はできるものと思いますが。本来は現金が一番いいかなと思うんですけど、そうはいかないということでもあります。ですから、その辺については十分検討した上で対応していただければというふうに思います。

最後に161ページ。いいだね、3時過ぎていて。やっちゃうね。

161ページの海水浴場開設事業について、ここに特にお金の問題は書いていません。開設するのは3か所の海水浴場。そして勝浦は海水浴場だけではなくて、夏季におきますと、サーファーもいますし、釣り人もいますし。釣り人は1年中いますけど、サーファーも1年中います。

ただ、開設事業に絡んでは海水浴場という中で、開設するに当たって、やっぱり予算化するのはこの海水浴場しかないの、その中で、以前から言っている、この安全対策をこの中に含めて全体を考えていく必要があるんじゃないかなということでも何度か提案をさせてもらっていますが、ここに書いてあるのは、いわゆるドローンによる遊泳禁止区域なり海の安全、そして監視、そして啓発も行うことができるので、その辺について、以前から2回ほど、こういう場で質問、提案させてもらっていますが、そういうことについての検討がどのようにされたかについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このドローン監視につきましては、海水浴場、海水浴場外におきましても、監視や注意喚起の手段の一つとして有効なものであると認識しておりまして、これまでも他の自治体の事例なども参考にしながら、情報収集であるとか、活用の可能性について検討を行ってまいりました。

一方で、導入に当たりましては、特に費用面など様々な課題もあることから、海水浴場の安全対策全体の中で整理する必要があると考えておりまして、現在のところ予算計上には至っておりません。今後につきましても、他の手法との比較も含めて、引き続き研究はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、課長が言われたとおり、増えているんですね、ほかも。県内でも、もう既に、昨年、一昨年から実施しているところもあります。海水浴場に限らず、災害対応のドローン。今般、夷隅郡市広域市町村圏の消防本部のほうでもドローンを配置する計画が出ましたので、このドローンについて、やっぱり今、技術進歩大きいので、ぜひともこれを使わない手はない。実際、AI搭載のドローンも今、出てきていますから、そういうことについて、やっぱり単純に監視だけではなくて、安全性を確保するためには今後入れていく、それを勝浦が入れることによって、さらに勝浦の海の安全性をPRできる、そこによってまた人も呼べるという、そういう好循環を生み出すことできるんじゃないかと思っておりますので、その辺も踏まえて、また委員会のほうで、もうちょっと詳細に聞きたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中でありますが、午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほどの狩野議員の質疑において、一部答弁保留がございましたので、答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えします。先ほどの狩野議員の質問についてですが、上野郵便局、住民票が6件、印鑑登録証明書が4件、戸籍証明書が2件、合計で12件、総野郵便局、住民票が6件、印鑑登録証明書が1件、戸籍証明書が2件、合計9件、合わせて21件でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。この郵便局の内訳というのが、ちょっと次の質問に絡んできたものですから、すみません。結論としては、分かりましたということです。

昨年、たしか上野郵便局での取扱いが極端に少なく、その設置場所の変更なり、移動市役所との連携ということで御協議をされるようにということでお願いをした件がありました。7年度においても、その傾向があるのであれば、8年度予算計上に当たってどんな御検討があったのかお尋ねするところでしたが、上野のほうでも順調に数が伸びて、周知のほうが行き届いているということで理解をいたしますので、以上といたします。御答弁、結構です。

○議長（戸坂健一君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから一般会計の歳出についてお伺いします。

まず最初に112ページ、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度ということで、ここで委託料が44万5,000円、これが計上されています。先ほどの条例の改正の中で、上野保育所の保育士も補充しませんよ、余裕でしますというような回答で、答弁であったと思います。そうしますと、この委託料という支出がどういうふうな形で支出するものなのか、これをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。乳児等通園支援事業委託料につきましては、本市在住の方が市外のこども誰でも通園制度、これを利用した場合に、保護者の自己負担分とは別に、利用した他の自治体の事業者に対して本市のほうで委託料として支払う必要性があることから、いわゆる市外の施設の利用分として、その分を予算計上したものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。勝浦市は上野保育所で時間の空いているときにしますよということで、ほかの市町村につきましては、そうでもないこともありますので、そういう面としては委託料として払うというような形だと思います。分かりました。

続きまして、133ページ、物価高騰対応省エネ家電購入支援事業、これ400万の計上であります。これは物価高騰に対する生活者支援及び家庭における地球温暖化対策の推進が目的ということでありますが、この支援事業というのは、本市独自の事業であるのか、全国的なものなのか、これをまずお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。この事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を原資としております。物価の高騰に対する生活者支援及び家庭にお

ける地球温暖化対策の推進を図るため、省エネルギー家庭用電気製品、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、エコキュート、テレビ、LED照明器具、こちらを購入した市民に対して補助金を交付するものでございます。

本市独自のものではございますが、この交付金の推奨事業メニューの中に省エネ家電等への買換え推進による生活者支援というものがございまして、それを基に、千葉県内外の既に先進地として実施しております地方公共団体のものを参考に検討いたしました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、勝浦独自でありますよ、しかしながら、この交付金の趣旨から、ほかの市町村も行うことが可能だということで理解をします。

その中で、今度、購入先の関係なんですけども、これ勝浦市独自ということであれば、その購入先、家電の購入先なんですけども、市内業者など、そういうものに限定するものなのか、あるいは違う、市外でもそういうものが適用するのかなという考え方についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。購入先を限定しない前提で事務を進めております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうですね。そういうような考えだということで了解しました。

この金額が400万円であるということと、1世帯当たり、上限が5万円ということでもあります。そうしますと、これを割りますと、80世帯分だということでもあります。やはりこのものを見ますと、購入で5万円ですと3分の1という形になっていますので、15万円のものを買いますと10万円ですと買えますよというようなところで、相当いいのかなというような形がありますので、そうしますと、この補助金の限度額もあると思います。

そうしますと、この補助金の周知方法、いつ頃周知するのか、どういうふうに周知するのか、これは公平になるような形が一番いいと思いますけども、周知方法についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 補助金開始時期にもよるところではございますが、補助金申請開始前にホームページ、広報かつうら、もしくは回覧等により周知を図りたいと考えております。

現時点では、5月の前半ぐらいに募集開始ができればと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして139ページ、し尿処理費2億2,669万9,000円についてお伺いします。

昨年度の当初、このし尿処理につきましては1億6,564万8,000円と、し尿処理の全額なんですけども、その金額よりも6,105万1,000円、今回増になっています。いすみ環境センターの処理委託により経費的には、本来、委託することについては減になると。これが経済的なのというか、経済的にも有利だからというような説明があつて、この令和8年度を見た際に、昨年よりも多くなっていますよというような結果が出ています。そうなりますと、この要因については、考えられますのが移行する経費、それや建設に関する建設費等の、そういうものの計算の中で影響しまして、相対的には有効なんですよということなんですけども、令和8年度だけ

を見れば、やはりし尿処理費が増えていますよということですので、このことについてお願いいたします。まず、お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 令和7年度から増額となった主な要因については、同じページ、140ページの上段に記載がございますが、衛生処理場槽内清掃業務委託6,490万円、これでございます。これは衛生処理場の運転停止に伴いまして、施設内の各槽、残留する汚泥の引き抜きを実施して、施設内の閉鎖に係るもので、令和8年度のみにかかるものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、ここに、140ページの衛生処理場槽内清掃業務が6,490万、この差額にしまして6,105万1,000円と先ほど話をしましたので、大体300万ぐらい、ちょっと差がありますけども。

それと、その下の衛生処理場運転維持管理業務委託料で590万というものもあるんですけども、これも途中までで消えるのかなという気がしますけども、その要因であるというような判断なんです。そうしますと、これから先、その部分が6,000万がなくなりますと、大体、去年の支出とこれからの支出が同じようになると。そして、それが恒常的に進むと。そうなってくると、建設費ですよ。建設費が本来は、更新すると建設費というのが本来プラスに考えなくちゃいけないところが、委託することによって、その建設費のほうが、ある程度、軽減というか、支出がなくなると。また、委託することによって、し尿処理のその人口減、減ばかり言っていますけども、減による量が少なくなってきましたと、し尿の委託料も少なくなってくるというような形という形で効果があるというような解釈でよろしいか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 今、議員おっしゃられたとおりでございます。次年度以降に係る経費でございますけども、し尿の収集運搬経費と衛生組合に支払う一般廃棄物処理委託料、こちらと、多少でございますが、閉鎖する施設を監視というか、解体まで監視したりする部分に多少はお金がかかるとは思いますが、経費的にはその程度のもものと認識しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして147ページ、地域おこし協力隊活用事業、この中の鳥獣被害対策担い手確保と、これが549万2,000円ということが今回計上されています。有害鳥獣については懸案事項であり、今回は地域おこし協力隊を採用して、それに対応するんだということでありますので、新しい何かが、策があるのか、この地域おこし協力隊の活用の内容について分かれば、今考えていることがあれば、よろしく申し上げます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。こちらの鳥獣被害対策担い手確保、こちらの地域おこし協力隊でございますが、現在ですと2名を採用いたしまして、有害鳥獣駆除、捕獲等に関する活動、有害鳥獣被害対策の体制整備に関する活動、有害鳥獣による被害防護に関する活動、有害鳥獣の処理、有害鳥獣の有効活用、調査研究など、鳥獣被害対策全般での活動をお願いする予定でおります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 現在はそういう形で、あと具体的なところは、実際にやってみないと分からないというようなところで理解をしております。

続きまして、158ページ、地方創生起業支援事業224万、これも前者のほうからまた質問がありましたけども、この具体例というような形で前段者のほうが質問がありましたけども、私はこれを考えるには、今、土地改良区の中で、大楠とか、大森とかやっています。そのほ場の3割が水稲じゃないものを作りましょうというような形の計画であると思います。そうした場合に、この3割を起業しまして、そこにしますよと。そういうような法人とかが来た場合、また個人が来た場合、そのときの個人に支払うものが可能なのか、あるいはそれを支援する団体としましては、農業関係ですから、農協がそういうものをバックアップしますよと。先ほどは商工会とか、そういうことは言っていましたけども、そういう例でもいいのかどうか。ここで答えられなければ別にそれでいいんですけども、そういう例もあるんじゃないかということでお伺いを一つさせていただきます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。土地改良区のほうの、いわゆる高収益作物、こちらを作っていた場合に、外部から来ていただいてもいいのかということをございますけども、我々としては全く問題ないというふうに考えるところをございます。やはり地域の方を含めまして、うまく溶け込んでいただきまして、地域の方と協力しながら田んぼのほう、畑のほう、やっていただける方に来ていただきたいということが本音でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（長田 悟君） 今の質問は、地域創生起業支援事業というところで、観光商工課のほうの私、質問をしまして、例えば土地改良区の中で、その3割のところを違う作物作りますよということで、今、農林水産課長の回答もオーケーなんですけども、プラスして観光商工課のほうから答えがいただけると幸いです。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。また、今ちょっと個別にお答えできるかというところもあるんですけど、可能性としては、対象に該当すれば、あり得るということをございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。これにつきましては様々な使い方があるかなということで一例を聞いてみたということで、これで終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして、164ページ、立体駐車場管理運営経費1,394万9,000円、これ確認ということでお伺いしたいんですけども、これもやはり海の博物館に隣接します立体駐車場の経費ということであり、その駐車場の収入は32ページにございます商工使用料、駐車場の使用料1,700万、これ収入となってきます。この差引きということで305万1,000円の収入が見込まれると、私はそういうふうに考えています。

駐車場管理運営をすることにより、海中公園、エデンの駐車場の確保というような効果が生まれたというふうなものと、それに加え収入が見込めるというような考えで私考えているんですけども、こういう考えでいいのかどうか、ここを一つ確認します。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。勝浦市宮かつうら海中公園立体駐車場につきましては、おっしゃるとおり周辺施設の駐車場の確保と、また経費が1,394万9,000円であるところ、料金収入は1,700万を見込んでいることから、歳入が歳出を上回るといった効果もあるというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、最後1件。176ページ、都市計画基礎調査事業771万1,000円、この予算につきましては、昨年の予算にはなかった事業というような形で私は受けています。この調査事業の概要についてなんですけども、都市計画基礎調査というのが、勝浦また独自で何か造るのかということでの調査なのか、あるいは全国的な、そういう時期が来たということで作るのか、この概要についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。本事業は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とし、都市計画法第6条第1項に基づき5年ごとに実施するもので、前回は令和3年度に実施し、今回の調査は第12回となります。これは全国的に実施するものでありますが、事業主体は都道府県であり、また調査につきましては都道府県と市町村により行うもので、項目ごとに都道府県と市町村で調査区分が分けられております。

調査の内容といたしましては、都市計画基礎調査実施要領に基づきまして、大きな項目といたしましては、人口、産業、土地利用、建物、都市施設、交通、地価、自然的環境等、災害、その他の10項目について調査を行い、現状と将来の見通しを把握し、都市計画の策定の見直し、またまちづくり施策の基本資料として活用するものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 5年に1回というような調査ということで確認しました。ありがとうございます。

続きましてなんですけども、193ページの中高生海外研修助成事業225万につきましては、一般質問とか、その前のとで内容が把握できますので、削除させていただきます。よろしくお願ひします。

---

## 延 会

○議長（戸坂健一君） お諮りいたします。本日の日程は、まだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。

---

## 休 会 の 件

○議長（戸坂健一君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明2月7日及び8日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会いたします。

---

## 延 会

○議長（戸坂健一君） 3月9日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

本日は、これをもって延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時42分 延会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第22号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件